

市議会令和7年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第20号～議案第34号

(第3集)

目 次

議 案 第 2 0 号	工事の請負契約の変更契約の締結について (ウエルネス柏外装改修工事)	1
議案第20号資料	ウエルネス柏外装改修工事関係	3
議 案 第 2 1 号	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について(柏市立田中中学校校舎増築等工事(建築工事))	5
議案第21号資料	「工事の請負契約の締結について」の一部変更(柏市立田中中学校校舎増築等工事(建築工事)) 関係	7
議 案 第 2 2 号	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について(柏市立田中中学校校舎増築等工事(電気設備工事))	9
議案第22号資料	「工事の請負契約の締結について」の一部変更(柏市立田中中学校校舎増築等工事(電気設備工事)) 関係	11
議 案 第 2 3 号	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について(柏市立田中中学校校舎増築等工事(機械設備工事))	13
議案第23号資料	「工事の請負契約の締結について」の一部変更(柏市立田中中学校校舎増築等工事(機械設備工事)) 関係	15
議 案 第 2 4 号	工事の請負契約の締結について(柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事(建築工事))	17
議案第24号資料	柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事(建築工事) 関係	19
議 案 第 2 5 号	包括外部監査契約の締結について	35
議案第25号資料	包括外部監査契約関係	37
議 案 第 2 6 号	財産の取得について(災害用トイレカー)	39
議案第26号資料	財産(災害用トイレカー) 取得関係	41
議 案 第 2 7 号	財産の取得について(中学校教師用指導書等(その1))	43

議案第 2 7 号資料	財産（中学校教師用指導書等（その 1））取得関係	4 5
議 案 第 2 8 号	財産の取得について（中学校教師用指導書等（その 2））	4 7
議案第 2 8 号資料	財産（中学校教師用指導書等（その 2））取得関係	4 9
議 案 第 2 9 号	財産の取得について（こんぶくろ池公園用地）	5 1
議案第 2 9 号資料	財産（こんぶくろ池公園用地）取得関係	5 3
議 案 第 3 0 号	訴えの提起について	6 1
議案第 3 0 号資料	訴えの提起関係	6 3
議 案 第 3 1 号	和解及び損害賠償の額の決定について	6 5
議案第 3 1 号資料	和解及び損害賠償の額の決定関係	6 7
議 案 第 3 2 号	柏市土地開発公社の解散について	6 9
議 案 第 3 3 号	市道路線の認定について	7 1
議案第 3 3 号資料	市道路線認定関係	7 5
議 案 第 3 4 号	市道路線の廃止について	8 5
議案第 3 4 号資料	市道路線廃止関係	8 7

工事の請負契約の変更契約の締結について

ウェルネス柏外装改修工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

ウェルネス柏外装改修工事に係る請負契約の変更契約を締結したので提案する。

1 名 称

ウェルネス柏外装改修工事

2 場 所

柏市柏下 6 5 番地 1

3 概 要

柏市総合保健医療福祉施設（ウェルネス柏）の外装改修工事に
係る建築工事一式

(1) 屋上防水改修工事

(2) 外壁改修工事

(3) サッシ廻りシーリング打ち替え等の工事

4 原契約の契約の方法

総合評価一般競争入札

5 契約金額

(1) 原契約

1 9 1 , 4 0 0 , 0 0 0 円

(2) 変更契約後

2 7 8 , 3 0 0 , 0 0 0 円

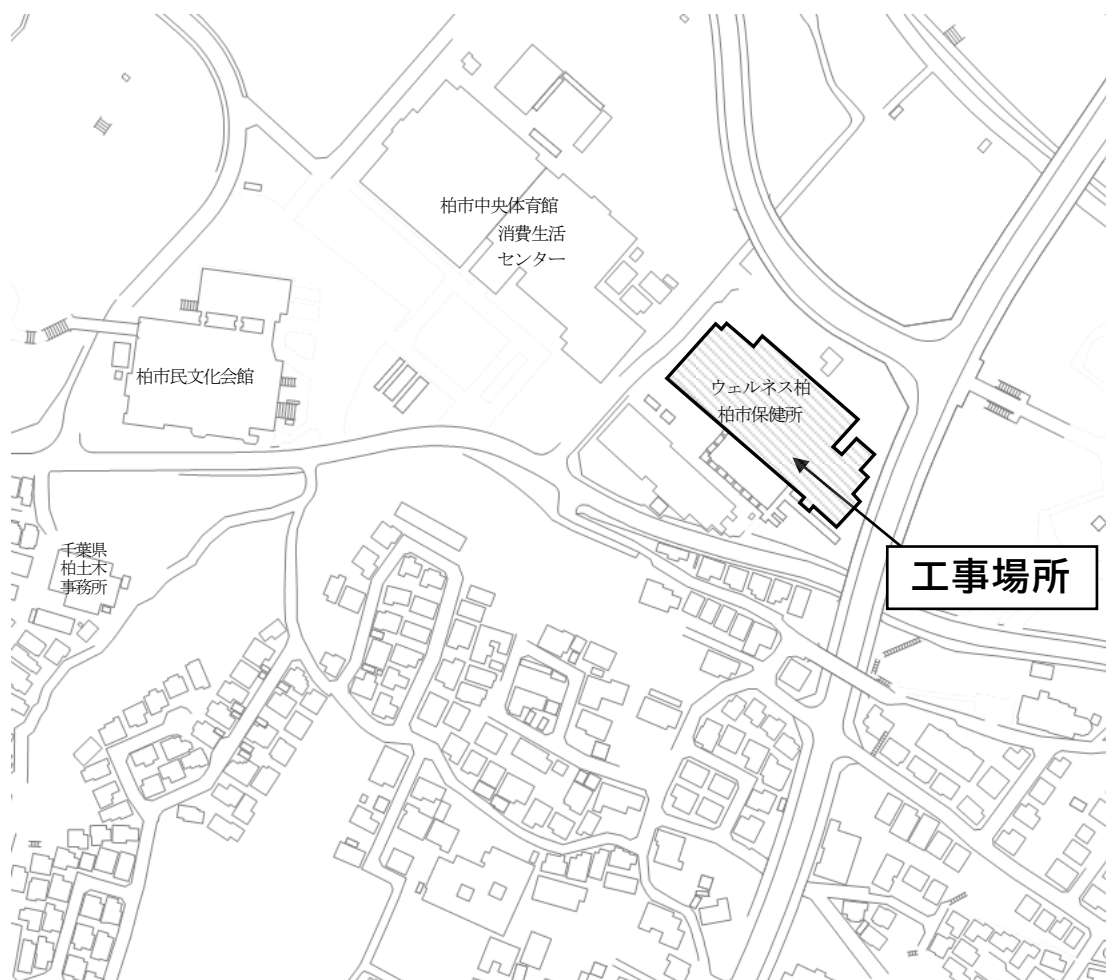
6 契約の相手方

柏市藤ヶ谷新田 9 3 番地 6

株式会社荒木工務店

代表取締役 荒 木 隆 博

案内図



契約の経過

1 原契約

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和 6 年 7 月 3 日 |
| (2) 申請期間 | 令和 6 年 7 月 4 日から |
| | 令和 6 年 7 月 16 日まで |
| (3) 資格確認通知 | 令和 6 年 7 月 16 日 |
| (4) 設計図書閲覧期間 | 令和 6 年 7 月 3 日から |
| | 令和 6 年 7 月 25 日まで |
| (5) 開札 | 令和 6 年 7 月 26 日 |
| (6) 入札の状況 | |

入札 業者名	第 1 回			結果
	評価値	入札金額（千円）	加算点（価格 以外の要素）	
㈱荒木工務店	6． 2 0 6 8	1 7 4， 0 0 0	8 点	落札
太田建設㈱	5． 7 4 4 6	1 8 8， 0 0 0	8 点	
椎名建設㈱	5． 7 2 9 7	1 8 5， 0 0 0	6 点	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | |
|--------|----------------|
| (7) 契約 | 令和 6 年 8 月 2 日 |
|--------|----------------|

2 変更契約

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 見積書の徴取 | 令和 7 年 1 月 10 日 |
| (2) 仮契約 | 令和 7 年 1 月 17 日 |

3 変更の理由

外壁のタイルに当初想定していた数量を超えて浮き，ひび割れ及び剥落が生じていたことが工事の過程で判明したことに伴い，外壁改修工事のうち補修の対象となる外壁のタイルの数量を増加するもの。また，当該補修の対象となる外壁のタイルの数量の増加に伴い，工期を延長するもの

議案第 2 1 号

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和 5 年第 3 回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第 7 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市立田中中学校校舎増築等工事（建築工事）の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和５年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第７号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「１，７９３，０００，０００円」を「２，３７１，６００，０００円」に改める。

議案第 2 1 号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（柏市立
田中中学校校舎増築等工事（建築工事））関係

契約の経過

1 変更契約

(1) 見積書の徴取 令和 7 年 1 月 2 8 日

(2) 仮契約 令和 7 年 1 月 3 0 日

2 変更の理由

- (1) 本件工事に係る土地で不発弾が発見されたことにより本件工事に係る掘削作業を当該土地に残存している可能性のある他の不発弾の探査と並行して慎重に実施する必要性が生じたため、当該掘削作業に係る作業時間が増加したもの。また、当該作業時間の増加及び当該探査の実施による本件工事の一時中断により、工期を延長するもの
- (2) 本件工事に係る土地で燃え殻等の産業廃棄物が発見されたことにより、当該産業廃棄物の処分に係る作業が生じ、かつ、当該作業のため工期を延長するもの
- (3) 契約の相手方から、急激なインフレーションに伴い建設資材価格等が高騰したことにより契約金額が著しく不適當となったことを理由として、本件工事に係る建設工事請負契約第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に基づき契約金額の変更の請求があったもの

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和 5 年第 3 回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第 8 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立田中中学校校舎増築等工事（電気設備工事）の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和５年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第８号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「３１３，５００，０００円」を「３３６，２９７，５００円」に改める。

議案第 22 号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（柏市立
田中中学校校舎増築等工事（電気設備工事））関係

契約の経過

1 変更契約

(1) 見積書の徴取 令和 7 年 1 月 24 日

(2) 仮契約 令和 7 年 1 月 30 日

2 変更の理由

(1) 本件工事と並行して行われる柏市立田中中学校校舎増築等工事（建築工事）（以下「建築工事」という。）に係る土地で不発弾及び産業廃棄物が発見されたことにより建築工事の工期を延長するため、建築工事の進捗に合わせて実施する本件工事の工期を延長するもの

(2) 契約の相手方から、急激なインフレーションに伴い建設資材価格等が高騰したことにより契約金額が著しく不適當となったことを理由として、本件工事に係る建設工事請負契約第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に基づき契約金額の変更の請求があったもの

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和 5 年第 3 回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第 9 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立田中中学校校舎増築等工事（機械設備工事）の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和５年第３回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第９号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「４３７，８００，０００円」を「５０５，５８０，０００円」に改める。

議案第 23 号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（柏市立
田中中学校校舎増築等工事（機械設備工事））関係

契約の経過

1 変更契約

(1) 見積書の徴取 令和 7 年 1 月 24 日

(2) 仮契約 令和 7 年 1 月 30 日

2 変更の理由

(1) 本件工事と並行して行われる柏市立田中中学校校舎増築等工事（建築工事）（以下「建築工事」という。）に係る土地で不発弾及び産業廃棄物が発見されたことにより建築工事の工期を延長するため、建築工事の進捗に合わせて実施する本件工事の工期を延長するもの

(2) 契約の相手方から、急激なインフレーションに伴い建設資材価格等が高騰したことにより契約金額が著しく不適當となったことを理由として、本件工事に係る建設工事請負契約第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に基づき契約金額の変更の請求があったもの

工事の請負契約の締結について

柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）
について，次のとおり請負契約を締結する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場の長寿命化改良工事を行いたいの
ので提案する。

1 名称

柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）

2 場所

柏市大津ヶ丘一丁目 2 5 番地

3 概要

中学校の屋内運動場の長寿命化改良工事に係る建築工事一式

(1) 屋上の全面改修工事

(2) 外壁の塗装改修工事

(3) 内壁及び床の全面改修工事

(4) 多目的トイレの設置工事

4 契約の方法

総合評価一般競争入札

5 契約金額

2 6 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円

6 契約の相手方

柏市若柴 1 6 2 番地 1

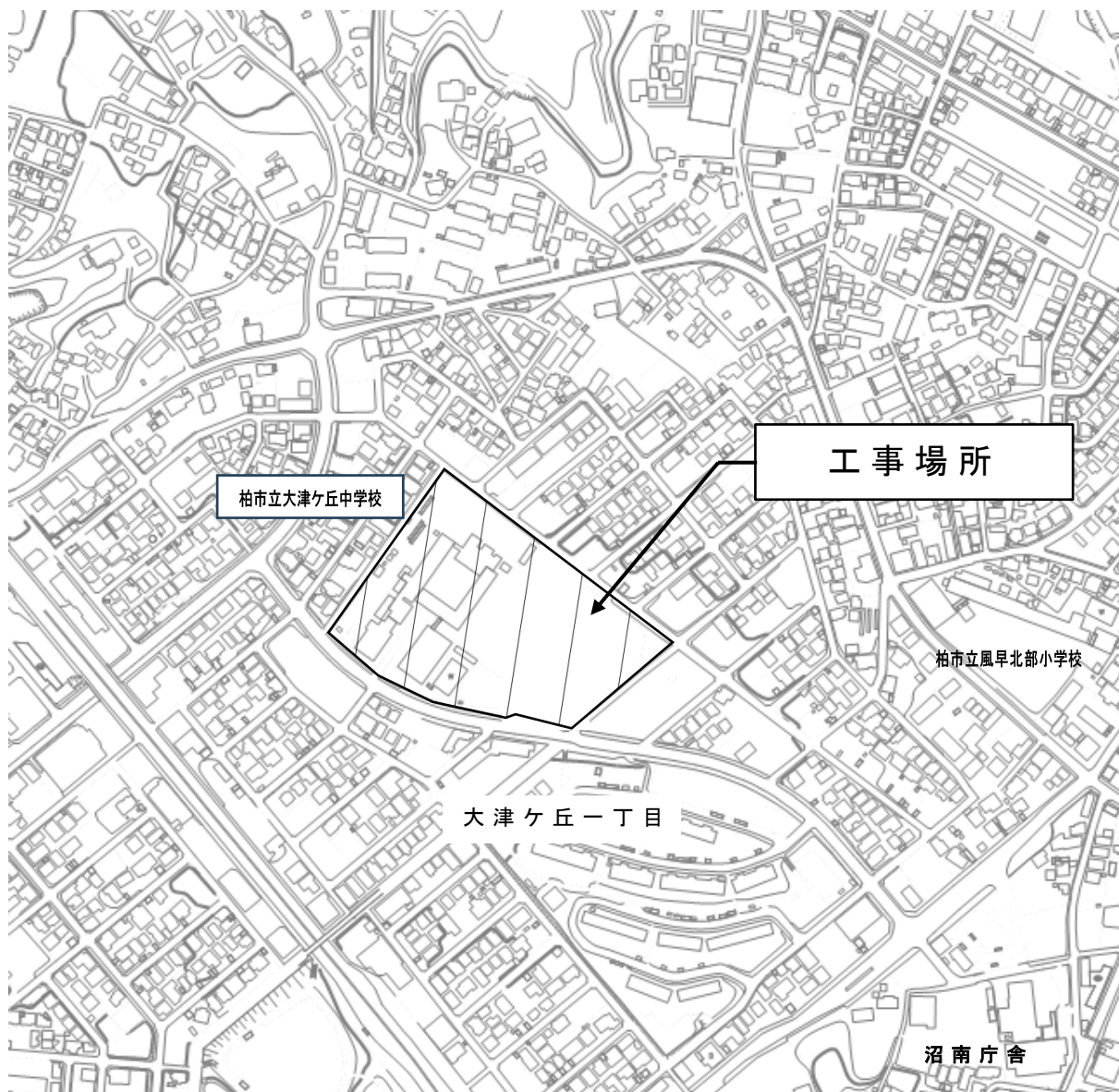
小倉建設株式会社

代表取締役 小 倉 宏 庸

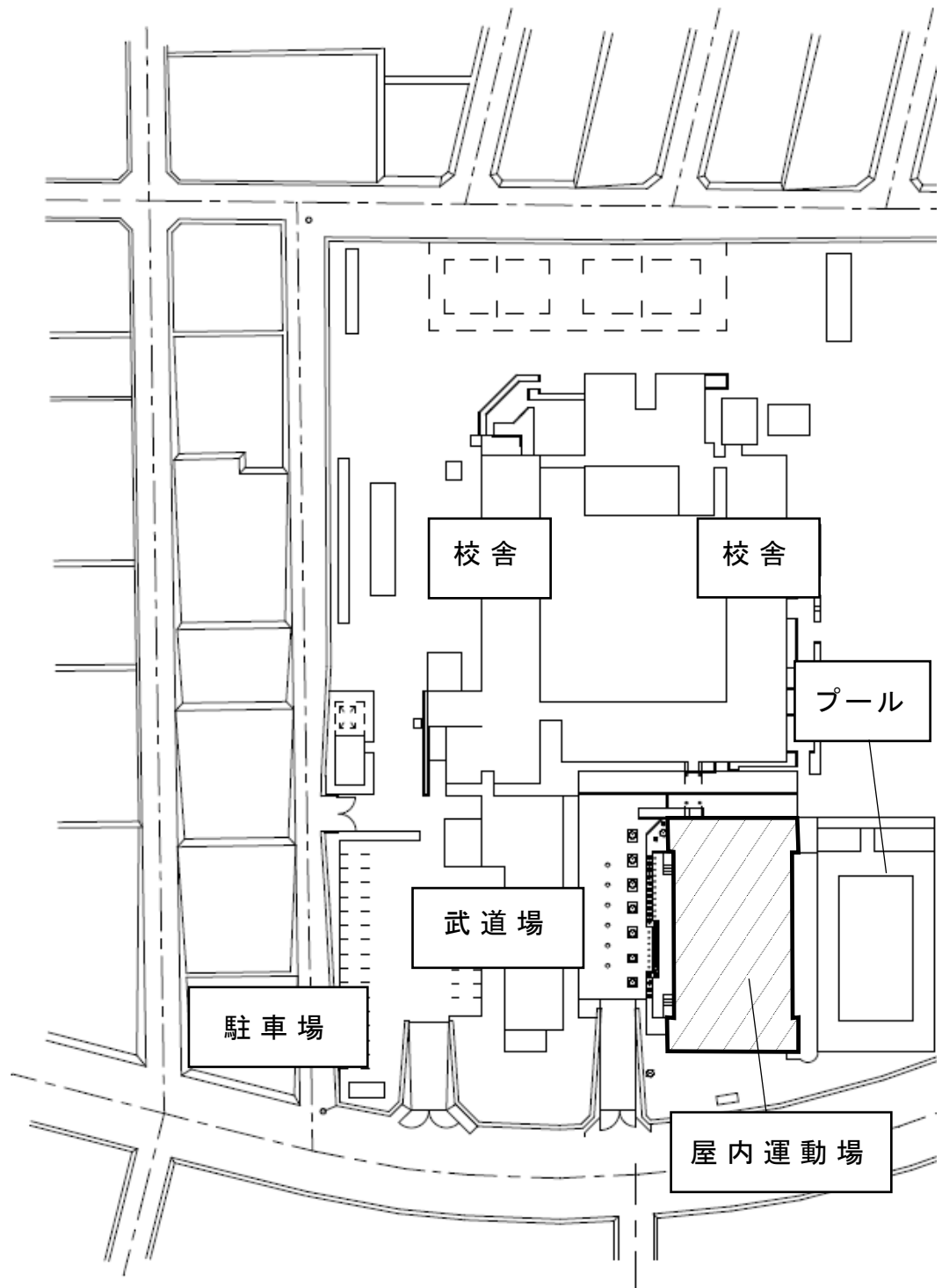
議案第24号資料

柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事
(建築工事) 関係

案内図



配置図

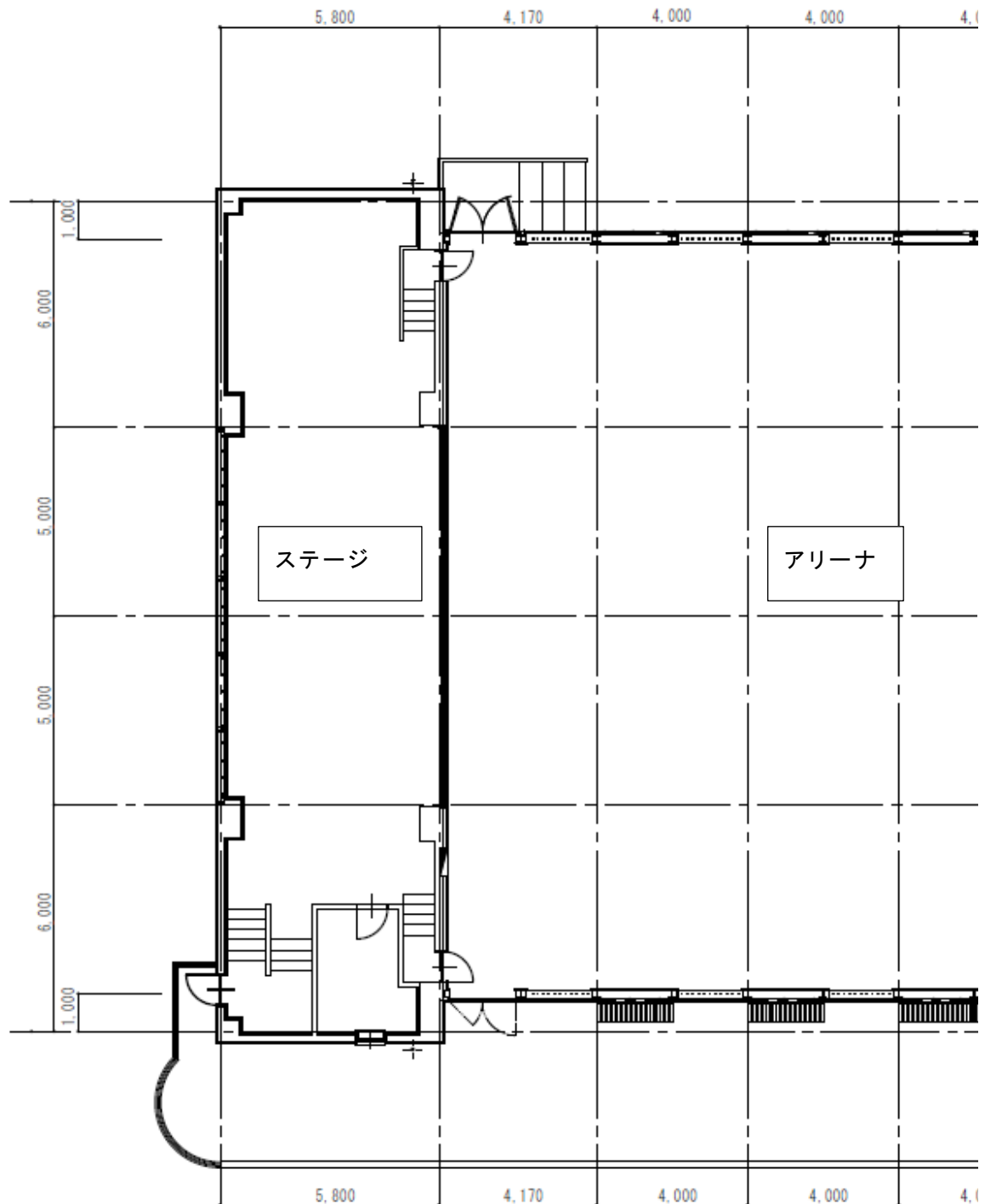


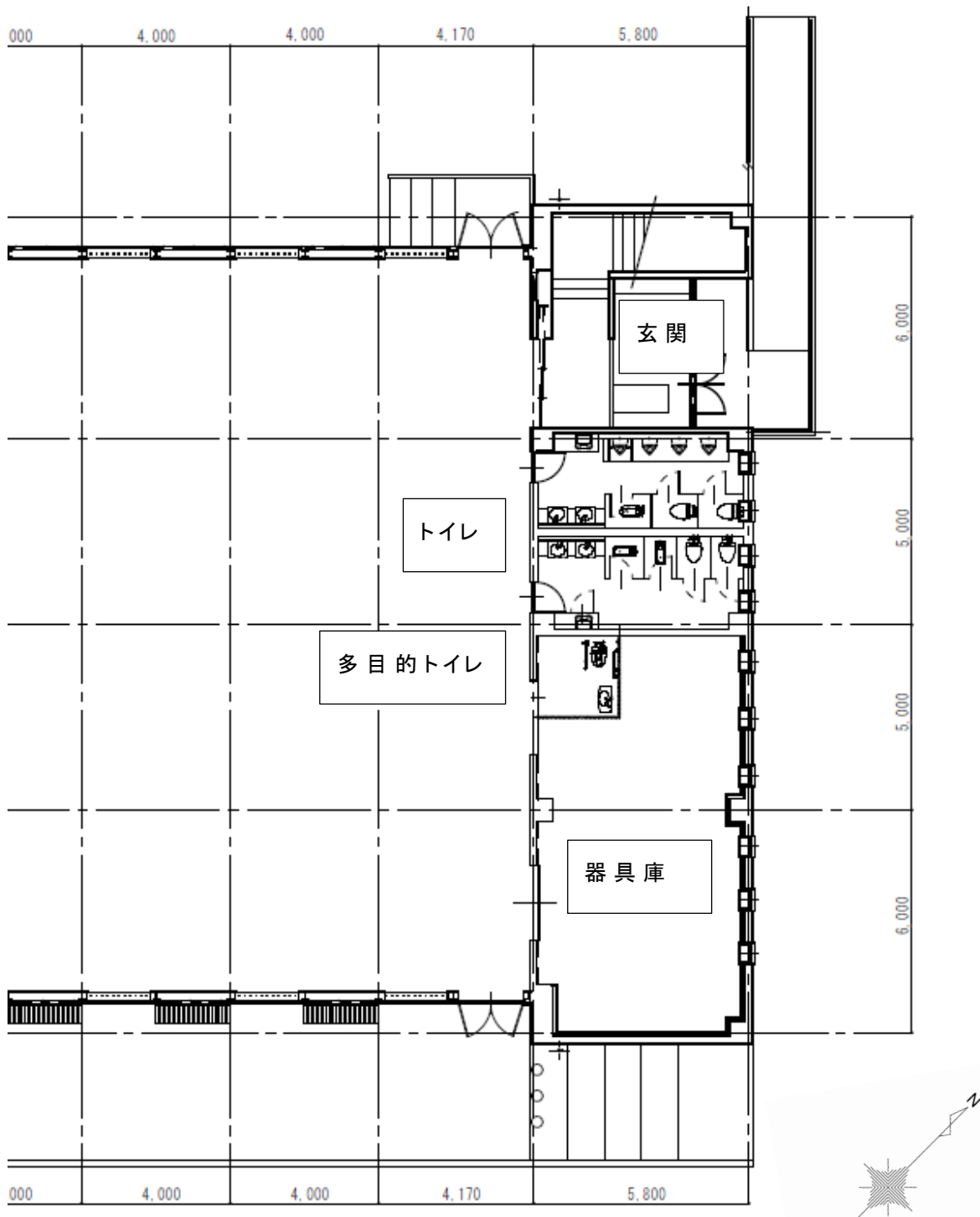


グラウンド

凡 例	
	工 事 箇 所

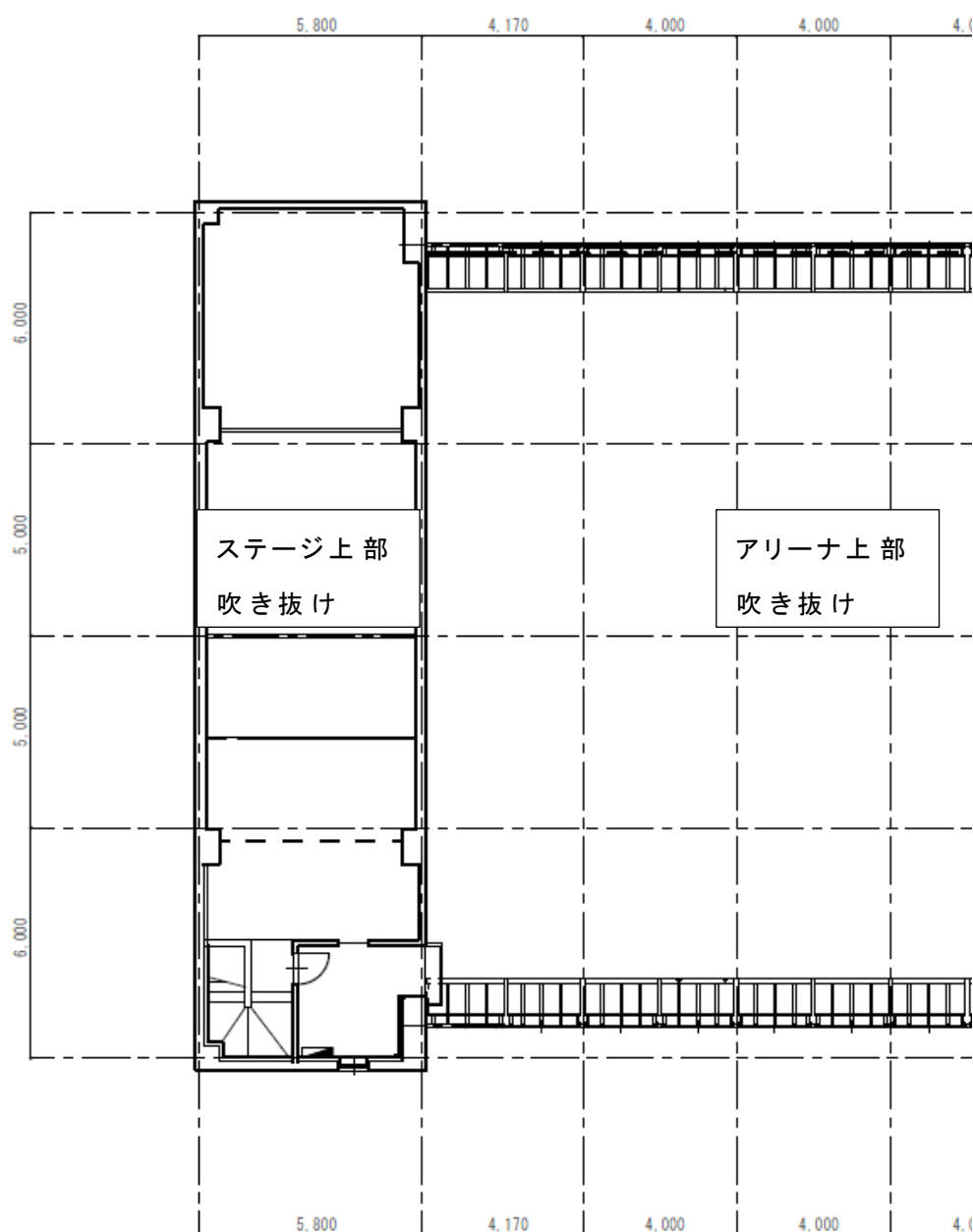
1 階平面図

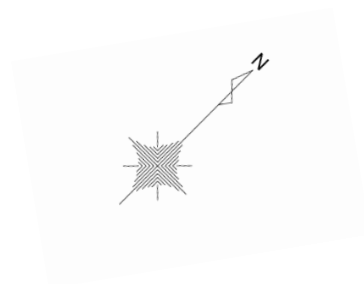
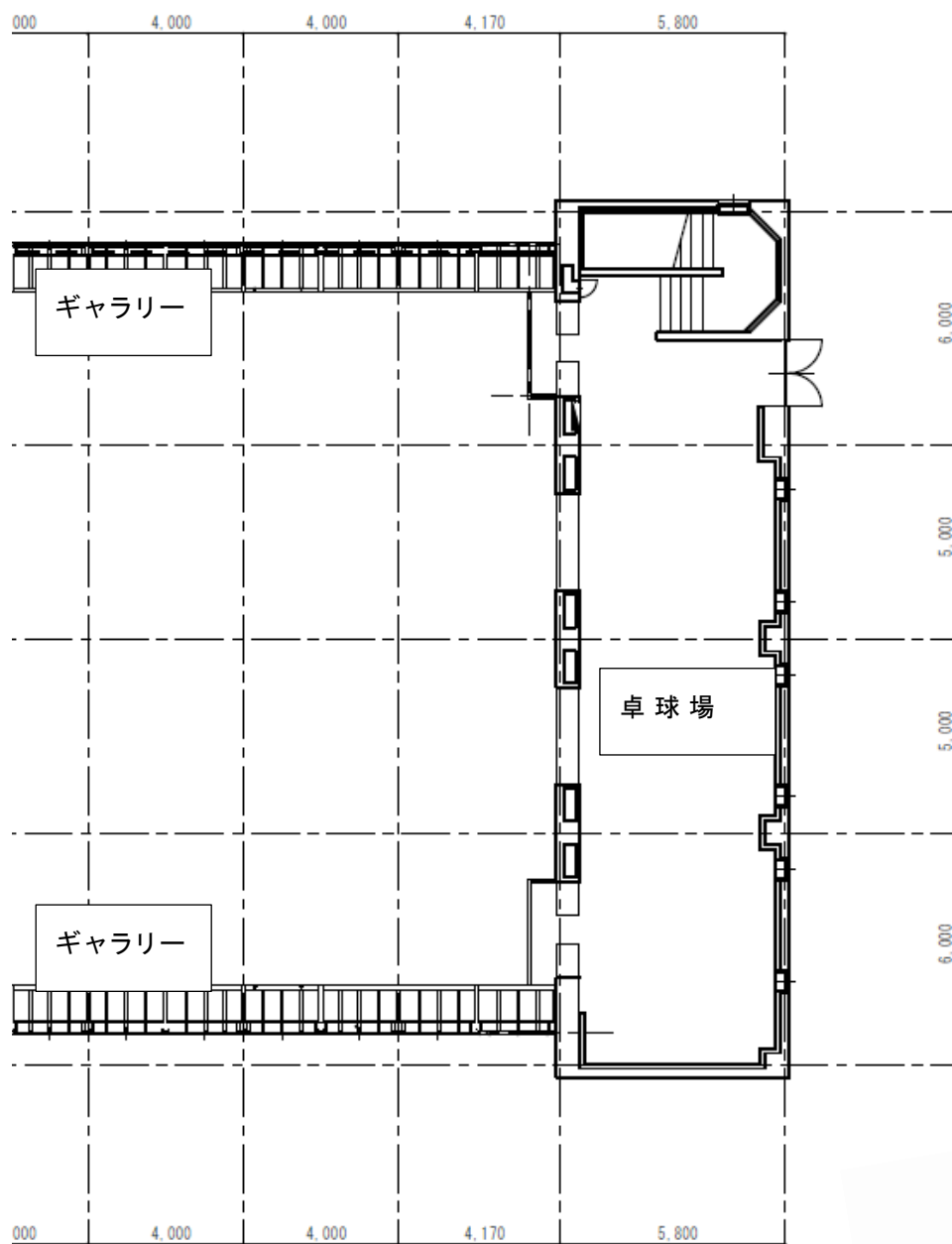




単位 mm

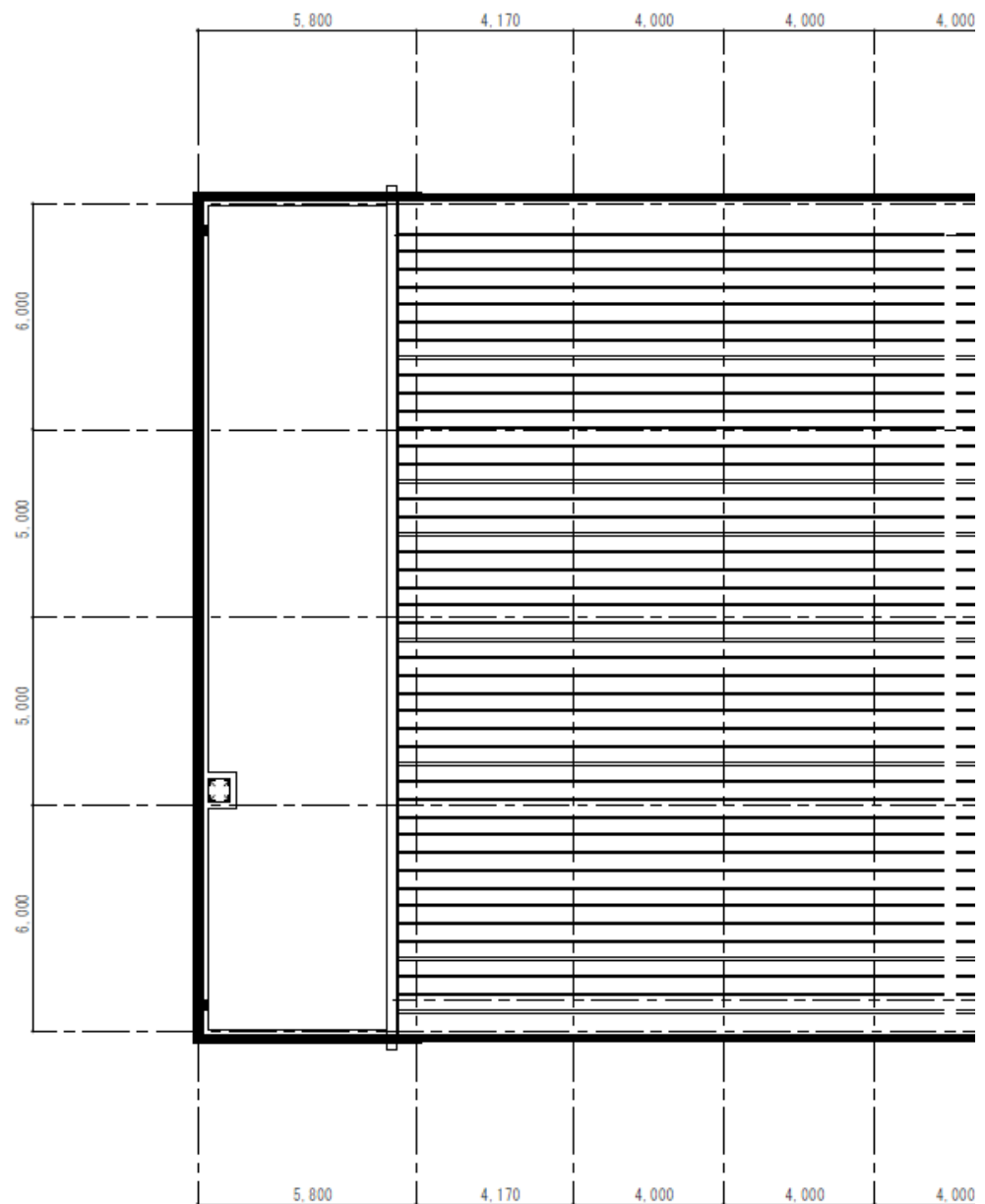
2 階平面図

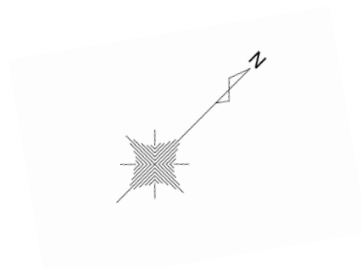
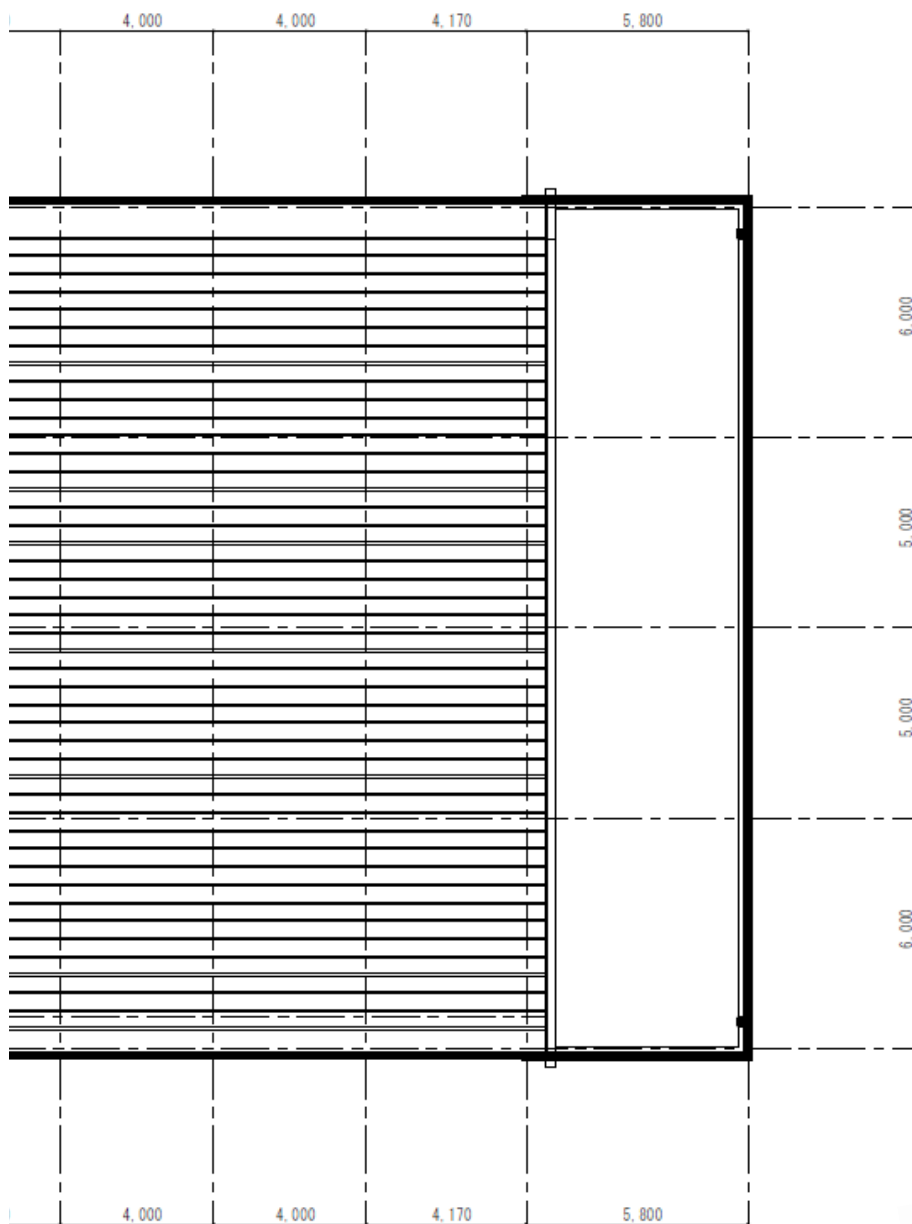




単位 mm

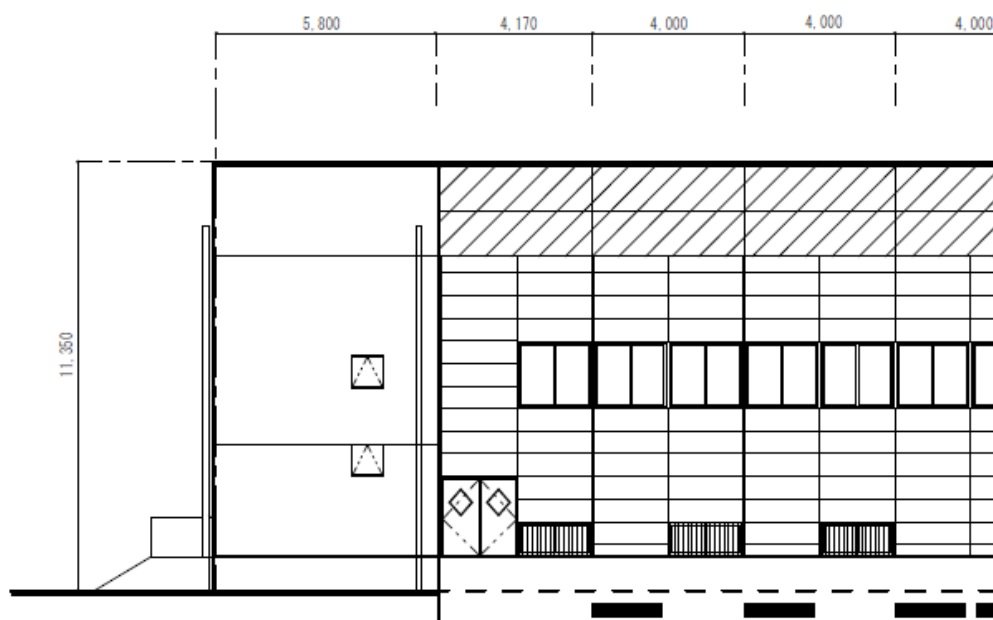
屋上平面图



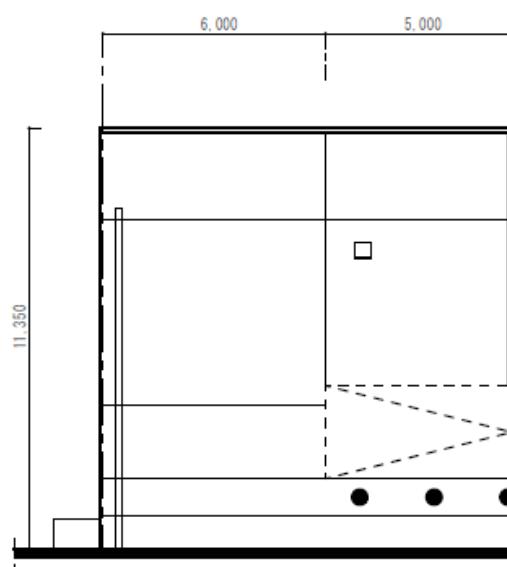


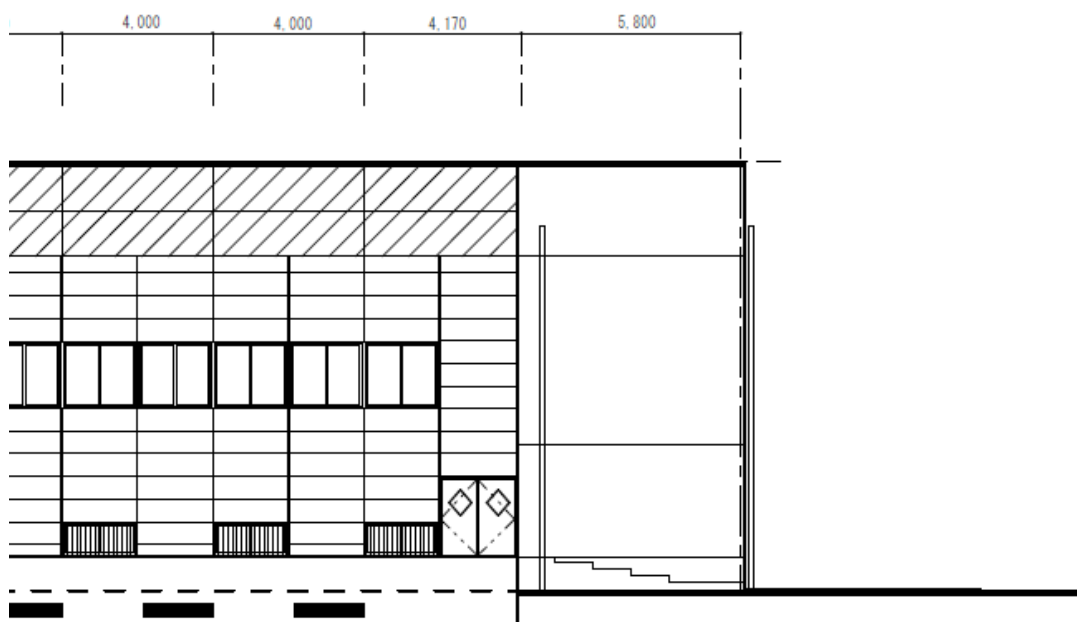
単位 mm

立面图①

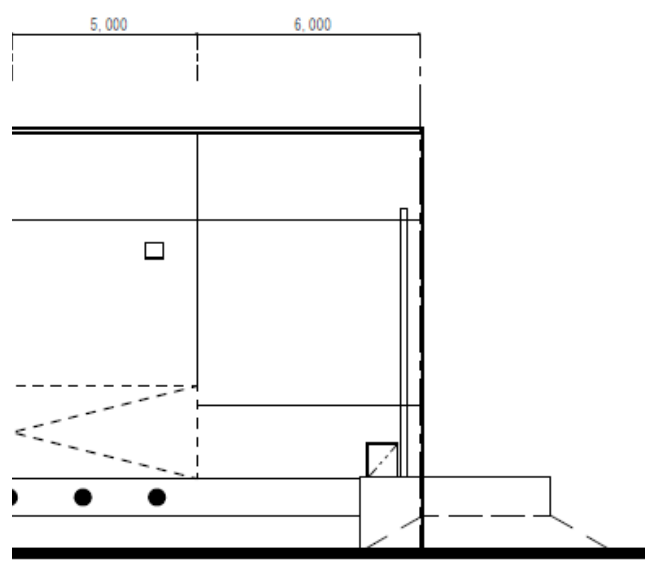


東立面图





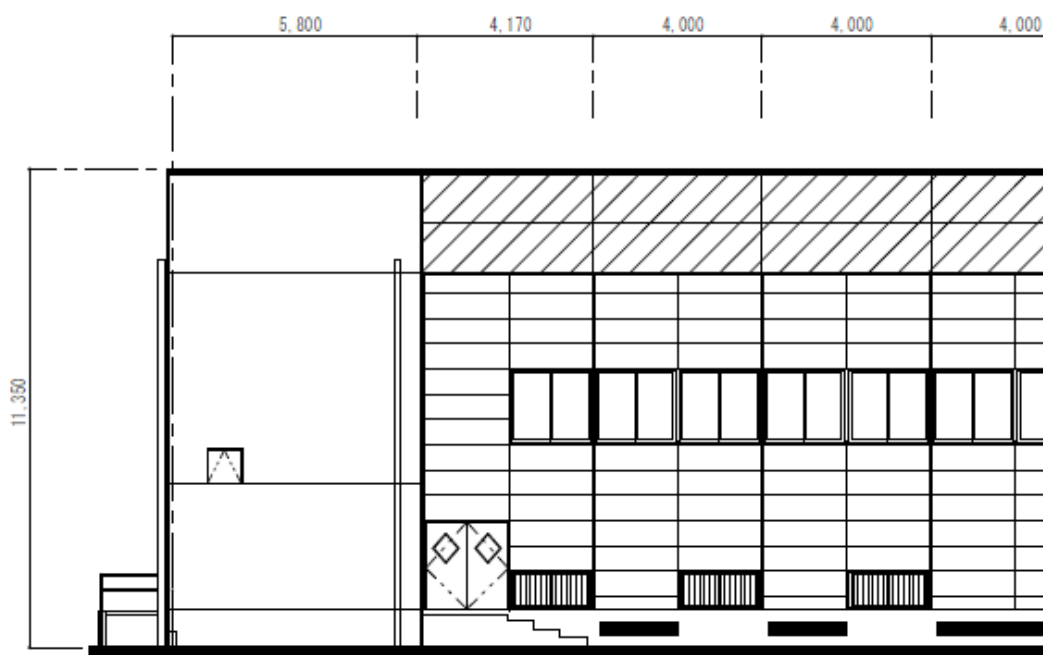
東立面图



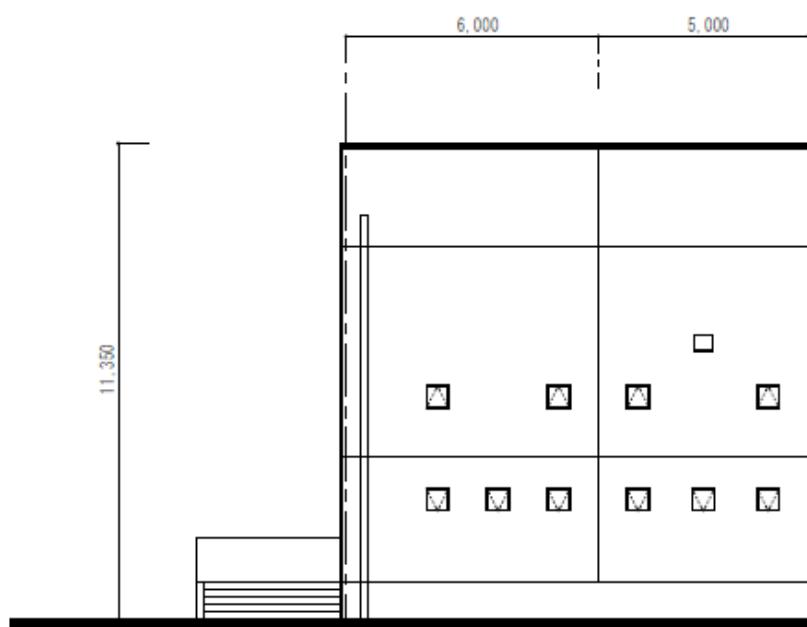
南立面图

单位 mm

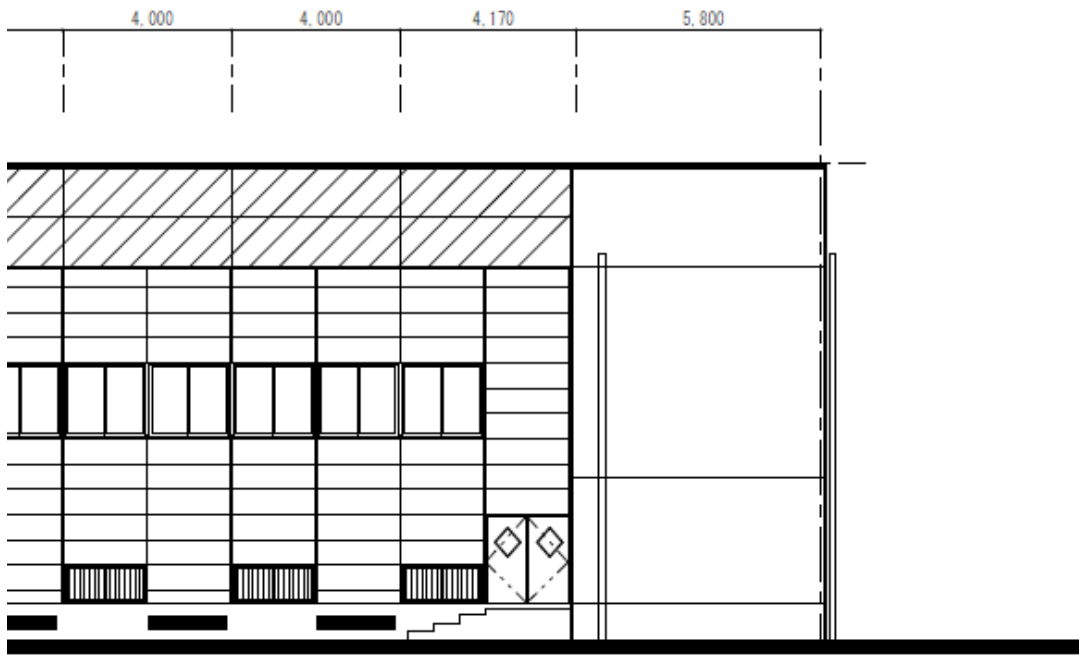
立面图②



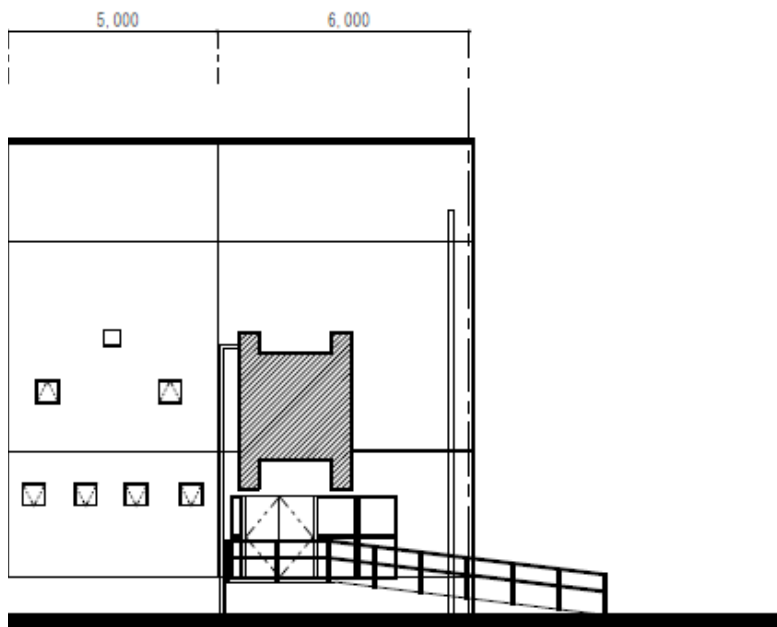
西立面图



北立面图



西立面图



北立面图

单位 mm

契約の経過

件名 柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）

- | | | | |
|---|----------|----|------------|
| 1 | 公告 | 令和 | 6年11月13日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 6年11月14日から |
| | | 令和 | 6年11月22日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 6年11月26日 |
| 4 | 設計図書閲覧期間 | 令和 | 6年11月13日から |
| | | 令和 | 6年12月17日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 6年12月18日 |
| 6 | 低入札価格調査会 | 令和 | 7年 1月20日 |
| 7 | 入札の状況 | | |

入札 業者名	第 1 回			結果
	評価値	入札金額（千円）	加算点（価格 以外の要素）	
小倉建設(株)	4 . 5 0 4 1	2 4 2 , 0 0 0	9 点	落札
古川建設(株)	無効			

契約金額は，入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | |
|---|-----|----|----------|
| 8 | 仮契約 | 令和 | 7年 1月30日 |
|---|-----|----|----------|

工事請負入札参加業者調書

調査事項 \ 業者名	小倉建設(株)	古川建設(株)
代表者氏名	小 倉 宏 庸	古 川 一 昭
所在地 (本店又は主たる営業所)	柏市若柴 1 6 2 番地 1	柏市戸張 1 3 7 3 番地の 5
建設業許可番号	知事(特-3)第 9852 号	知事(特-6)第 22524 号
総合評定値 (建築一式工事)	1, 0 5 3 点	8 7 2 点
年間平均完成工事高	1, 9 8 6, 2 7 0 千円	6 2 8, 6 3 7 千円
営業年数	5 3 年	3 8 年
資本金	2 1, 0 0 0 千円	2 0, 0 0 0 千円
主な実績	柏市立田中小学校校舎長 寿命化改良工事（建築工 事）[柏市]	柏市立柏第三小学校校舎 改修工事（建築工事） [柏市]

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により，議会の議決を経たいので提案する。

- 1 契約の内容
監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出
- 2 契約の期間の始期
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 監査に要する費用の額
13,200,000 円を上限とする額
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払うものとする。ただし、
概算払をすることができるものとする。
- 5 契約の相手方
流山市おおたかの森北三丁目 9 番地の 10
小林 義 和

議案第 25 号資料

包括外部監査契約関係

氏名	こばやし よし かず 小 林 義 和		
生年月日	昭和 5 3 年 1 1 月 1 1 日 （ 4 6 歳 ）		
住所	流山市おおたかの森北三丁目 9 番地の 1 0		
事務所名	弁護士法人よつば総合法律事務所 税理士小林義和事務所		
資格	弁護士	税理士	
登録番号	第 4 4 6 4 8 号	第 1 2 3 3 4 4 号	
登録年月日	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日	平成 2 5 年 2 月 2 1 日	
職歴	平成 1 3 年 4 月 株式会社ドール入社 平成 1 6 年 7 月 株式会社ドール退職 平成 2 3 年 1 2 月 弁護士法人よつば総合法 律事務所入所 現在に至る 平成 2 5 年 2 月 税理士小林義和事務所所 長 現在に至る		
主な業務実績	地方公共団体 柏市包括外部監査人補助者（令和 2 年度から令和 4 年度まで） 柏市包括外部監査人（令和 5 年度及び令和 6 年度）		

財産の取得について

災害時に使用するトイレの整備を図るため、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

災害用トイレカーを取得したいので提案する。

- 1 取得する財産
災害用トイレカー 2 台
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 取得価格
40,040,000 円
- 4 契約の相手方
東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司

議案第 26 号資料

財産（災害用トイレカー）取得関係

契約の経過

件名 災害用トイレカー

1 見積り合わせ 令和 7 年 1 月 28 日

2 見積り合わせの状況

(単位 千円)

見 積 り 指 名 業 者 名	第 1 回	第 2 回	結 果
(株)モリタ	36,500	<u>36,400</u>	決 定
(株)川口自動車工業	辞 退		

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

3 仮契約 令和 7 年 2 月 4 日

財産取得見積り合わせ参加業者調書

調査事項 \ 業者名	(株)モリタ
代表者氏名	加 藤 雅 義
本店の所在地	兵庫県三田市テクノパーク 1 番地の 5
売上高	28,745,583 千円
販売の経験年数	4 年
資本金	1,000,000 千円
主な実績	トイレカー[京都府八幡市]

財産の取得について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立小学校及び中学校で使用する教師用指導書を取得したいので提案する。

- 1 取得する財産
 - (1) 中学校教師用指導書 3 0 0 冊
 - (2) 小学校教師用指導書 4 0 0 冊
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 取得価格
2 7 , 7 3 4 , 4 1 0 円
- 4 契約の相手方
柏市旭町一丁目 2 番 1 号
東葉警備保障株式会社
代表取締役 福岡直規

議案第 27 号資料

財産（中学校教師用指導書等（その 1））取得関係

契約の経過

件名 中学校教師用指導書等（その 1）

1 見積り合わせ 令和 7 年 1 月 14 日

2 見積り合わせの状況

（単位 円）

見 積 り 指 名 業 者 名	第 1 回	結 果
	25,213,100	決定

契約金額は，見積金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とする。

3 仮契約 令和 7 年 1 月 24 日

財産取得見積り合わせ参加業者調書

調査事項 \ 業者名	東葉警備保障(株)
代表者氏名	福岡直規
本店の所在地	柏市旭町一丁目2番1号
売上高	2,557,273千円
販売の経験年数	65年(※)
資本金	50,000千円
主な実績	教師用教科書・副読本及び指導書，児童生徒等の副読本，一般図書[柏市] (※)

備考 (※) を付した事項については，当該事業を東葉警備保障(株)に譲渡した(株)西口アサノにおける当該事業の実績を含む。

財産の取得について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立小学校及び中学校で使用する教師用指導書を取得したいので提案する。

1 取得する財産

(1) 中学校教師用指導書 3 3 1 冊

(2) 小学校教師用指導書 4 8 8 冊

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

3 0 , 7 2 4 , 4 3 0 円

4 契約の相手方

柏市豊四季台四丁目 1 番 3 号 2 1 号棟 1 0 8 号

有限会社ハマジマ書店

代表取締役 濱 島 義 光

議案第 28 号資料

財産（中学校教師用指導書等（その 2））取得関係

契約の経過

件名 中学校教師用指導書等（その 2）

1 見積り合わせ 令和 7 年 1 月 14 日

2 見積り合わせの状況

（単位 円）

見 積 り 指 名 業 者 名	第 1 回	結 果
(有)ハマジマ書店	27,931,300	決定

契約金額は，見積金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とする。

3 仮契約 令和 7 年 1 月 24 日

財産取得見積り合わせ参加業者調書

調査事項 \ 業者名	(有)ハマジマ書店
代表者氏名	濱 島 義 光
本店の所在地	柏市豊四季台四丁目1番 3号21号棟108号
売上高	246,042千円
販売の経験年数	45年
資本金	5,000千円
主な実績	教師用教科書・副読本及び指導書，児童生徒等の副読本，一般図書[柏市]

財産の取得について

こんぶくろ池公園用地に充てるため、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

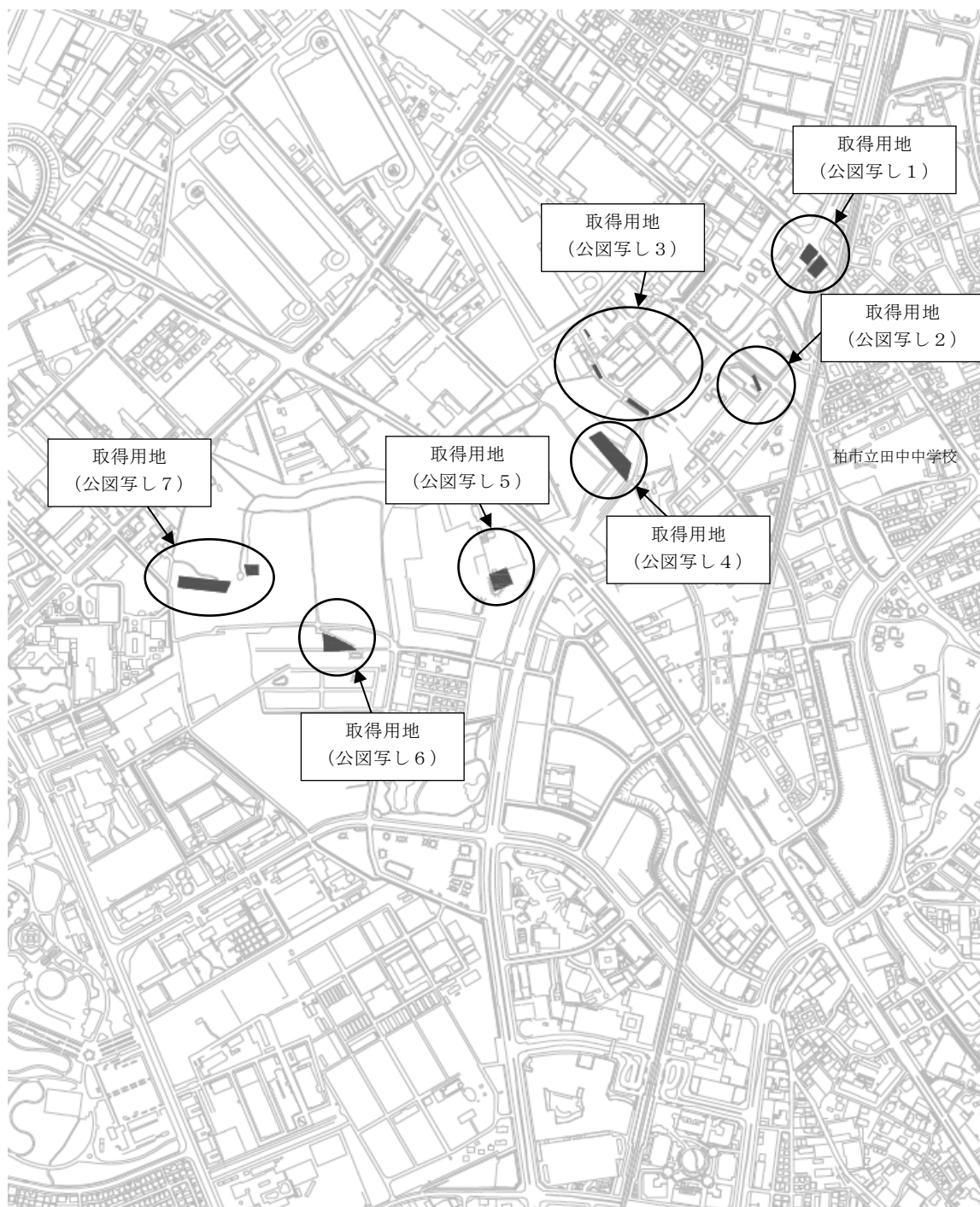
柏市長 太田 和美

提案理由

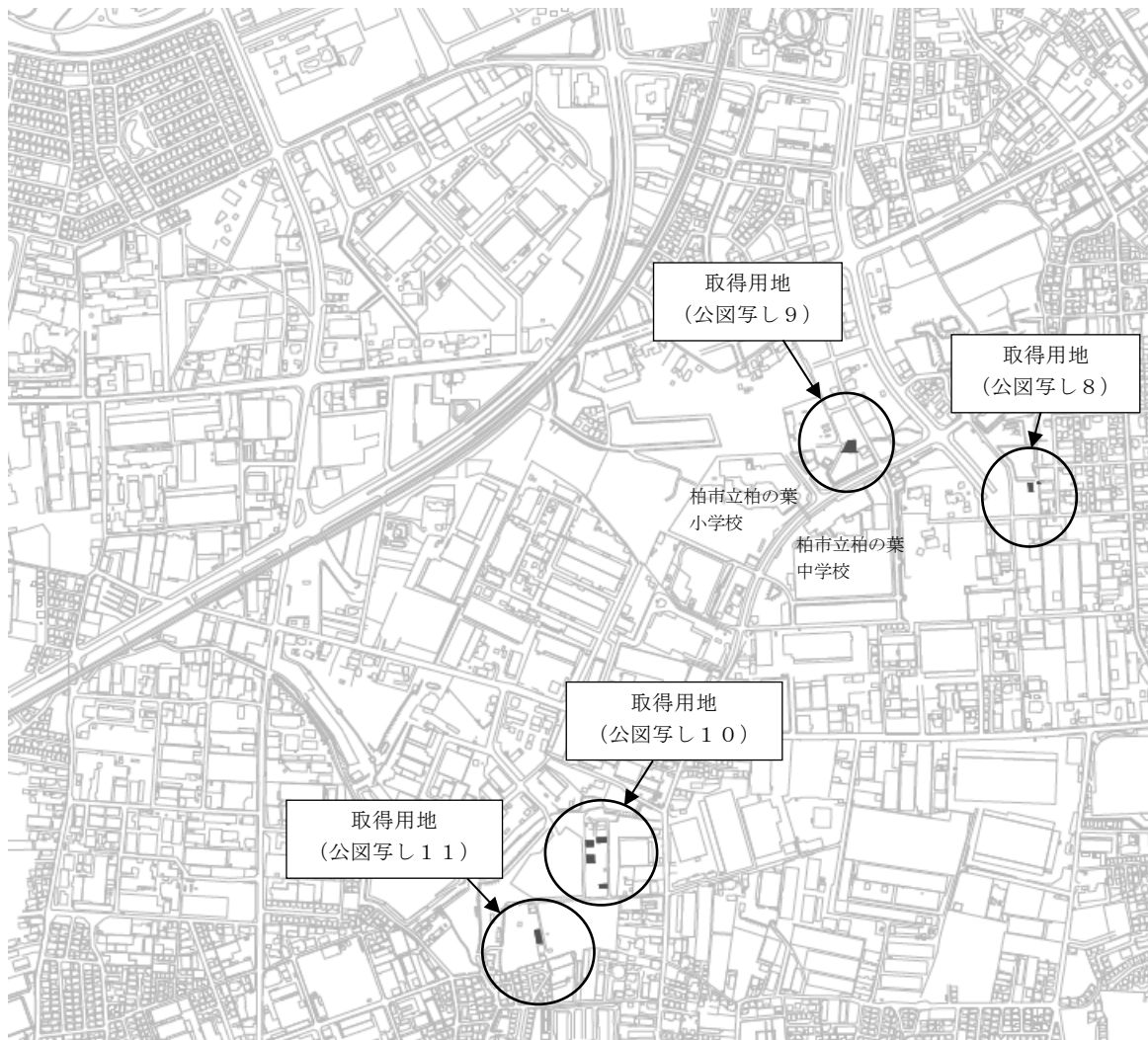
こんぶくろ池公園用地を取得したいので提案する。

- 1 財産の所在
柏市大室字正連寺前 2 5 7 番 3 ほか
- 2 取得する財産
土地 9 , 9 9 7 平方メートル
- 3 取得価格
1 , 2 3 4 , 4 3 4 , 8 7 0 円
- 4 契約の相手方
柏市柏五丁目 1 0 番 1 号
柏市土地開発公社
理事長 染 谷 康 則

案内図①

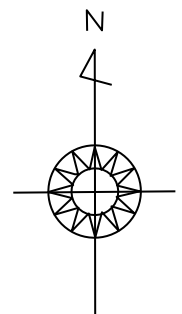
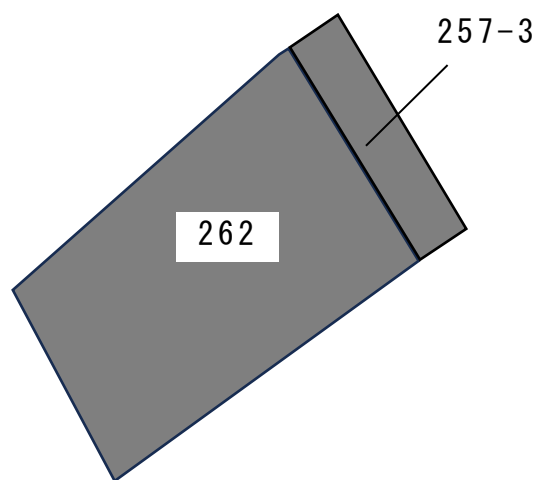


案内図②

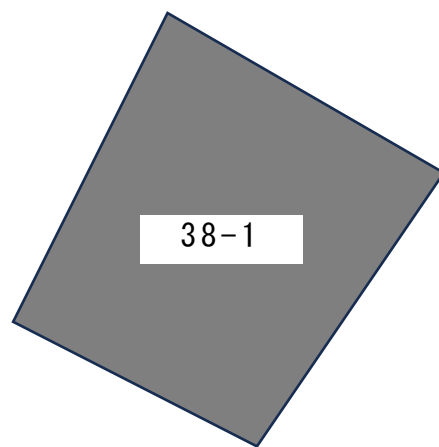


公図写し 1

大室字正連寺前



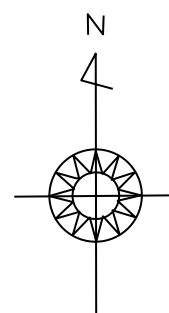
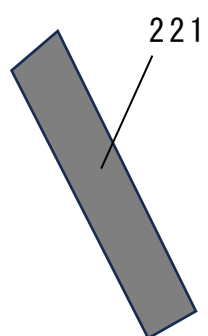
小青田字小船新田



縮尺 1 : 6 0 0

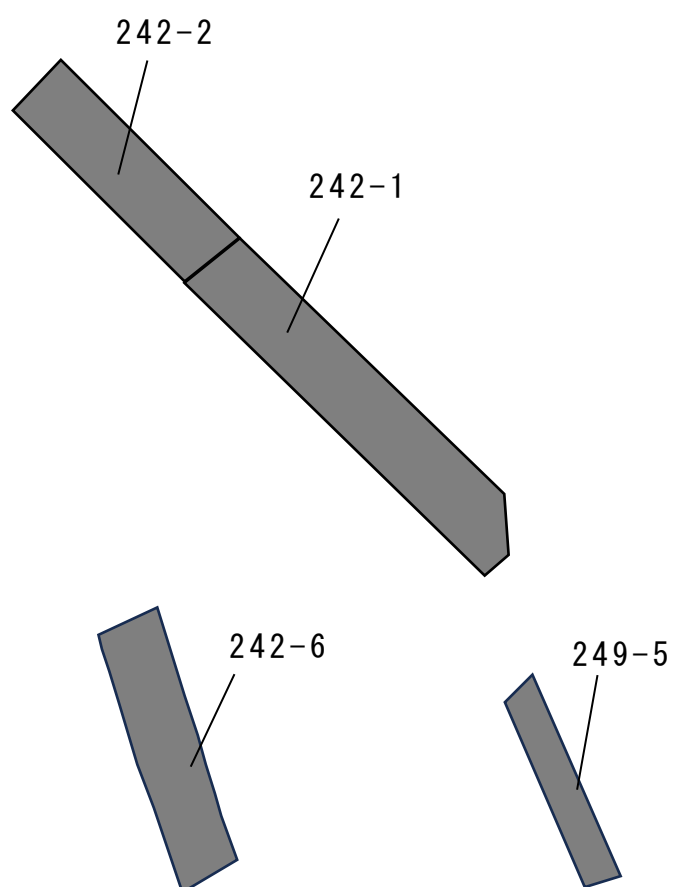
公図写し 2

正連寺字上溜



公図写し 3

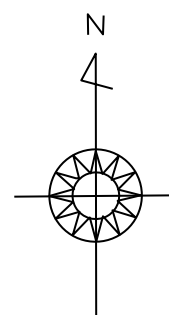
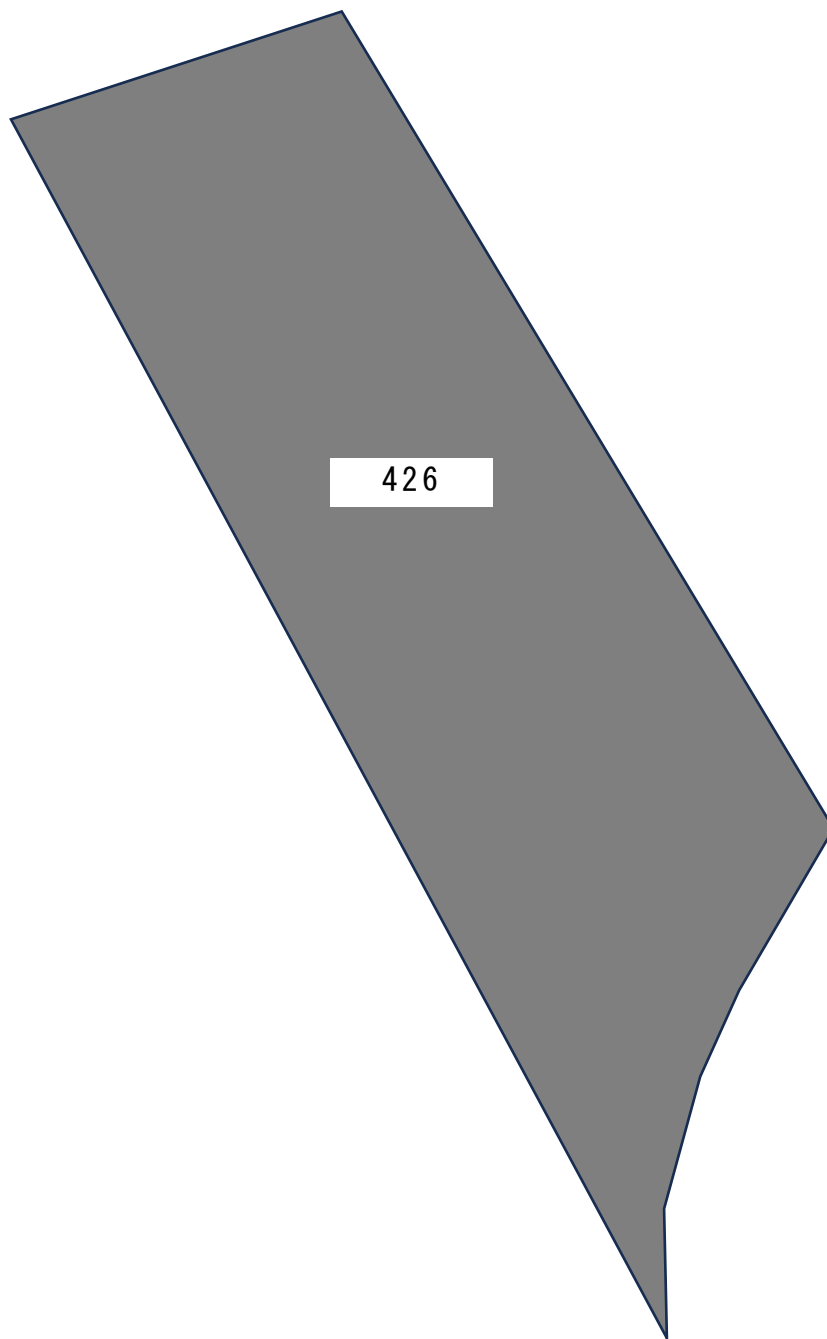
正連寺字北谷津



縮尺 1 : 6 0 0

公図写し 4

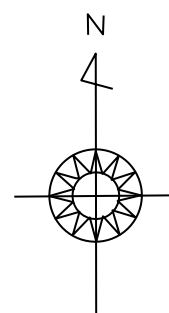
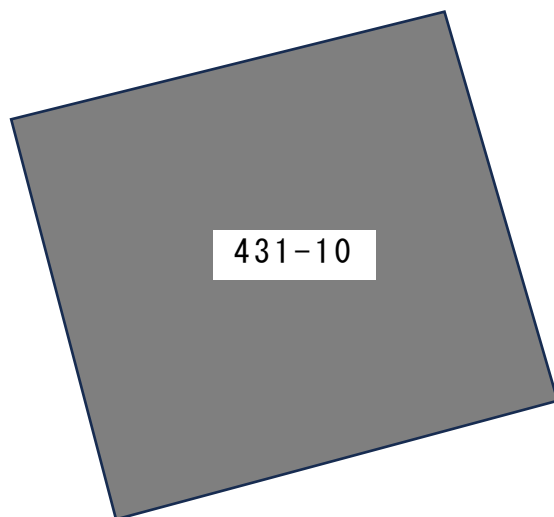
正連寺字内山



縮尺 1 : 6 0 0

公図写し 5

正連寺字出山



公図写し 6

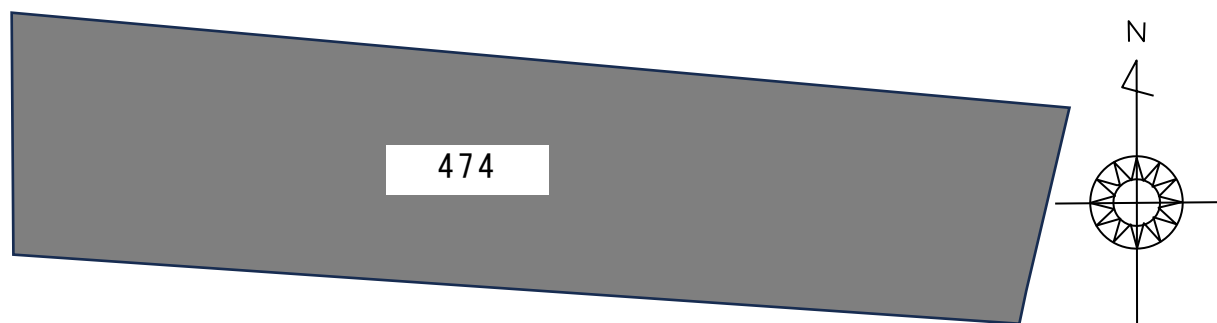
正連寺字柏山伝兵衛受



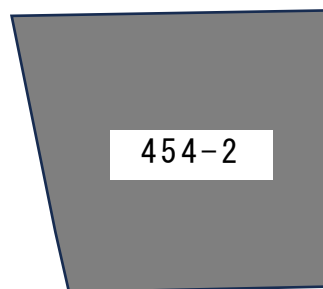
縮尺 1 : 6 0 0

公図写し 7

正連寺字柏山伝兵衛受

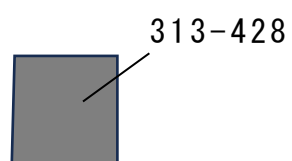
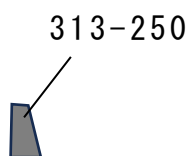


正連寺字丸山



公図写し 8

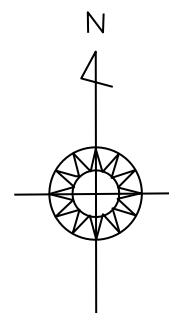
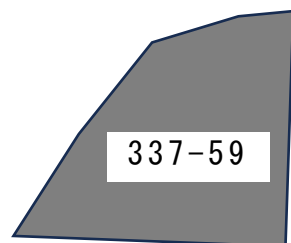
十余二字北庚塚



縮尺 1 : 6 0 0

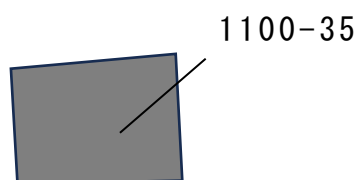
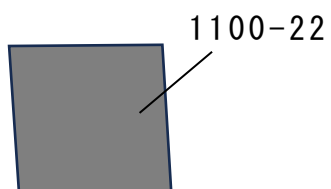
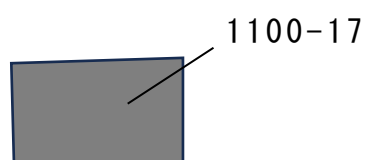
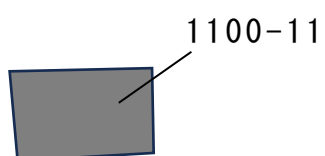
公図写し 9

十 余 二 字 翁 原



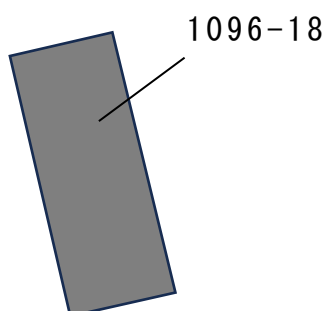
公図写し 1 0

高 田 字 三 勢



公図写し 1 1

高 田 字 三 勢



縮 尺 1 : 6 0 0

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

介護給付費の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起したいので提案する。

1 訴えの相手方

柏市布施 1 3 7 - 4

一般社団法人かしのわ

代表理事 鈴木 敬 子

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、本市に対し、介護給付費に係る不当利得返還金 3
7, 7 0 0, 6 2 3 円（訴訟の期日までに相手方の支払の状
況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及
びこれに対する令和 6 年 1 1 月 1 日から支払済まで年 3 パー
セントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び第 1 号について仮執行の宣言を求める。

議案第30号資料

訴えの提起関係

1 訴えの概要及び理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第4項の規定により相手方が受領した介護給付費について、相手方が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（現：厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合）（以下これらを「関係告示」という。）に基づく算定をせずに本市に請求をしていたことが判明したため、相手方が受領した額と関係告示に基づく算定をした額との差額に係る民法第703条に規定する不当利得返還金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 事件の概要

- (1) 相手方は、市内の事業所において生活介護等の障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業者である。
- (2) 相手方は、本市が介護給付費の審査及び支払を委託している国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対し、令和2年5月分から令和5年3月分までの介護給付費を請求し、その全額を受領した。
- (3) 令和5年2月28日、本市が相手方に対し、法第10条第1項の規定による質問及び検査を行ったところ、令和2年4月から令和5年2月までの間（令和3年12月及び令和4年1月を除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第78条第1項第2号に規定する看護職員の員数に係る基準を満たしていなかったことが判明した。

当該基準を満たしていなかった期間の介護給付費については、関係告示に基づく算定によりその一部が減額されるべきものである。

- (4) 相手方が(2)で受領した介護給付費の額と関係告示に基づく算定をした額との差額39,073,395円から、過誤申立てにより相手方が国保連を通じて本市に返還した令和5年2月分の介護給付費の額に当たる1,372,772円を差し引いた額(以下「本件過払金」という。)は37,700,623円であり、かかる金額は、法律上の原因がない利得として、相手方が本市に対し、民法第703条の規定により返還する義務を負う。
- (5) 令和6年9月18日、本市は、相手方に対し、同年10月31日までに本件過払金の全額を返還するよう請求したが、相手方はこれに応じなかった。相手方は、介護給付費について関係告示に基づく算定によりその一部が減額されるべきであった期間は本市が主張する期間よりも短いこと等を主張している。

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

本市の駐輪場に係る工作物の設置及び撤去に当たり相手方が負担した費用に相当する額の支払等について、相手方と和解し、及び損害賠償の額を定めたいので提案する。

1 和解の相手方

柏市末広町 5 番 2 0 号

東葉 L & G ホールディングス株式会社

代表取締役 関 口 真太郎

2 和解の内容及び損害賠償の額の決定

- (1) 本市は、相手方との間で締結した駐輪場用地賃貸借契約に基づき賃借した工作物を本市に代わり相手方が設置したことにより相手方が負担した費用金 6, 1 6 0, 0 0 0 円から当該費用に相当する額の一部として本市が相手方に支払った金 2, 7 6 5, 1 1 0 円を控除した金 3, 3 9 4, 8 9 0 円と、相手方が本市に代わり当該工作物を撤去したことにより相手方が負担した費用金 2, 2 9 9, 0 0 0 円に相当する額を合算した金 5, 6 9 3, 8 9 0 円を、損害賠償金として相手方に支払う。
- (2) 前号の契約に基づき本市が相手方に支払った令和 6 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に係る賃借料のうち、当該契約の解約日である同年 8 月 3 1 日の翌日から同年 9 月 3 0 日までの間に係る賃借料金 3 2 0, 9 8 5 円の清算は、本市の指定する方法により行うものとする。
- (3) 本市及び相手方は、前 2 号に掲げる事項以外には、第 1 号の契約に関し、本市と相手方との間には何らの債権債務関係のないことを確認する。

議案第 3 1 号資料

和解及び損害賠償の額の決定関係

事案の概要

- (1) 本市は、令和 3 年 1 月 5 日付けで、相手方との間で、柏市末広町 3 5 3 番 5 8 及び同番 6 9 の土地並びに照明柱等の工作物（以下「本件工作物」という。）（以下これらを「本件土地等」という。）を同年 2 月 1 日から賃借することを内容とする駐輪場用地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本市は、本件土地等を、柏駅西口第一駐輪場及び柏駅西口第七駐輪場の大規模改修工事を行う間の代替の駐輪場の用地とするほか、将来的な駐輪需要の増加への対応等を図るため、長期にわたり賃借することを想定していた。
- (2) 相手方は、本件契約を締結するに当たり、本市の依頼により、本市に代わり、本件工作物の設置を行い、当該設置に要した費用を負担した。本市は、当該設置に要した費用に相当する額の金銭については、これを本件契約に基づく賃借料に含めて支払うことを予定していた。
- (3) その後、柏駅西口の各駐輪場の利用台数が減少し、当初想定した駐輪需要の増加が見込まれず、本件土地等を長期にわたり賃借する必要がなくなったことから、本市は、相手方に対し、本件土地等の賃借を終了したい旨の申入れを行った。これを受けて、本市及び相手方で協議した上、令和 6 年 4 月 1 日付けで、相手方の申入れにより同年 8 月 3 1 日付けで本件契約を解約することができること等を内容とする本件契約に係る変更契約を締結した。なお、本件契約の解約に伴う本件工作物の設置に要した費用に相当する額の金銭の支払に係る取扱いについては、継続して協議することとした。
- (4) 相手方は、本市に対し、令和 6 年 8 月 3 1 日を本件契約の解約日とする旨の通知を行い、同日、本件契約は解約された。その後、相手方は、本市に代わり、本件工作物の撤去を行い、当該撤去に要した費用を負担した。
- (5) 本市が本件契約に基づき支払った令和 3 年 2 月 1 日から令和

6年9月30日までの間に係る賃借料のうち金2,765,110円は、本件工作物の設置に要した費用に相当する額の一部に相当するものである。

- (6) 本市は、本件契約を、本市の都合により、当初想定した期間の途中で解約することとなった事情を踏まえ、相手方と協議し、本件工作物の設置に要した費用の全額に相当する額から(5)の本件工作物の設置に要した費用に相当する額の一部として本市が相手方に支払った額を控除した額と、(4)の本件工作物の撤去に要した費用の額を合計した額の金銭を相手方に支払うことで、相手方と合意した。

柏市土地開発公社の解散について

柏市土地開発公社を解散する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

公有地の拡大の推進に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、
議会の議決を経たいので提案する。

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

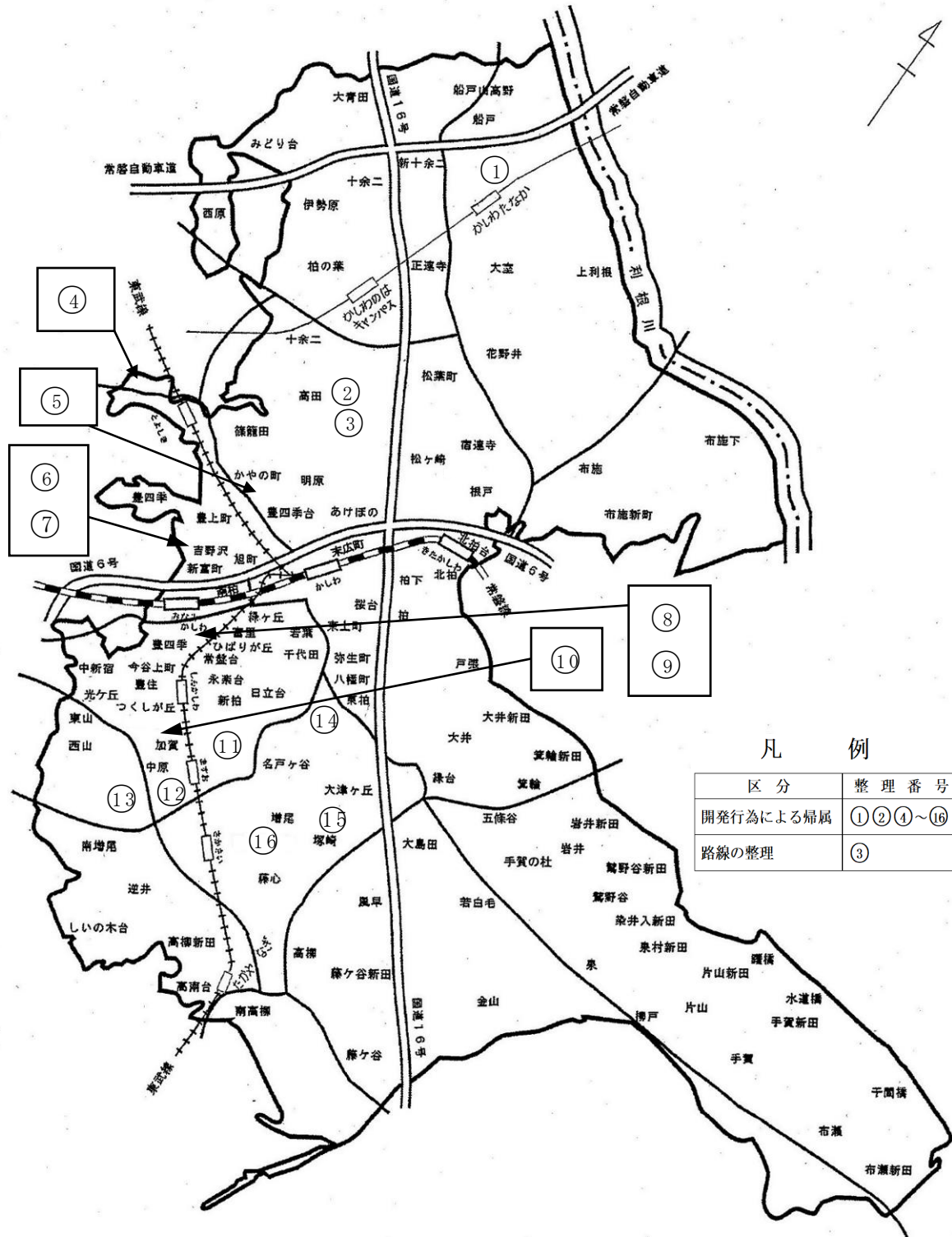
開発行為による帰属道路等を市道路線として認定したいので提案する。

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	11279 号線	小青田四丁目 5－25	
		小青田四丁目 5－28	
2	41278 号線	高田字西下ノ台 1036－6	
		高田字西下ノ台 1036－7	
3	41279 号線	高田字下 751－39	
		高田字下 736－4	
4	41280 号線	豊四季字向神山 118－101	
		豊四季字向神山 118－77	
5	41281 号線	篠籠田字今泉 1018－2	
		篠籠田字今泉 1022－3	
6	41282 号線	新富町二丁目 459－35	
		新富町二丁目 459－1	
7	41283 号線	新富町二丁目 446－115	
		新富町二丁目 446－109	
8	61259 号線	豊四季字向中原 695－149	
		豊四季字向中原 695－143	
9	61260 号線	豊四季字低見台 644－18	
		豊四季字低見台 644－4	
1 0	61261 号線	つくしが丘五丁目 1804－147	
		つくしが丘五丁目 1804－144	
1 1	61262 号線	増尾三丁目 1613－8	
		増尾三丁目 1613－13	
1 2	61263 号線	中原二丁目 2059－29	
		中原二丁目 2059－21	
1 3	61264 号線	酒井根二丁目 1893－377	
		酒井根二丁目 1891－108	
1 4	71182 号線	関場町 769－11	
		関場町 443－7	
1 5	71183 号線	塚崎字大六天 622	
		塚崎字大六天 623－16	

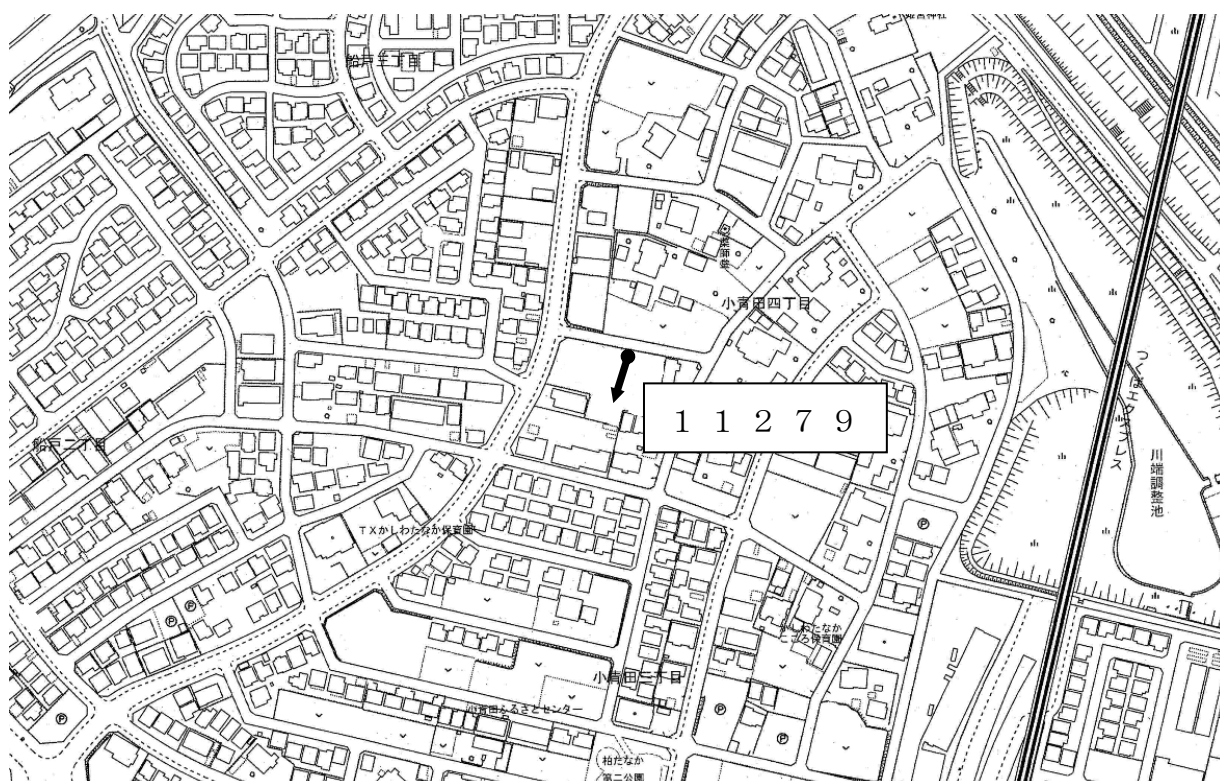
1 6	71184	藤心一丁目 530－13	
	号線	藤心一丁目 530－8	

議案第 33 号資料

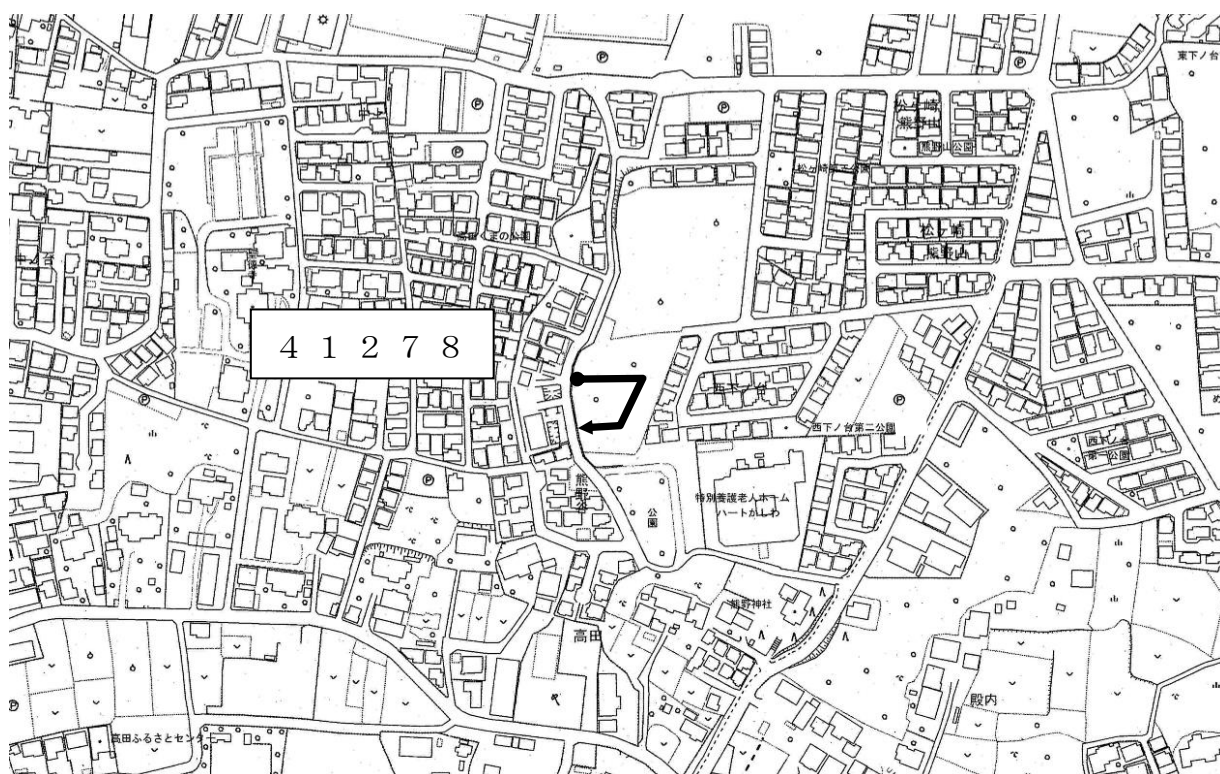
市道路線認定関係（数字は、議案に記してある整理番号）



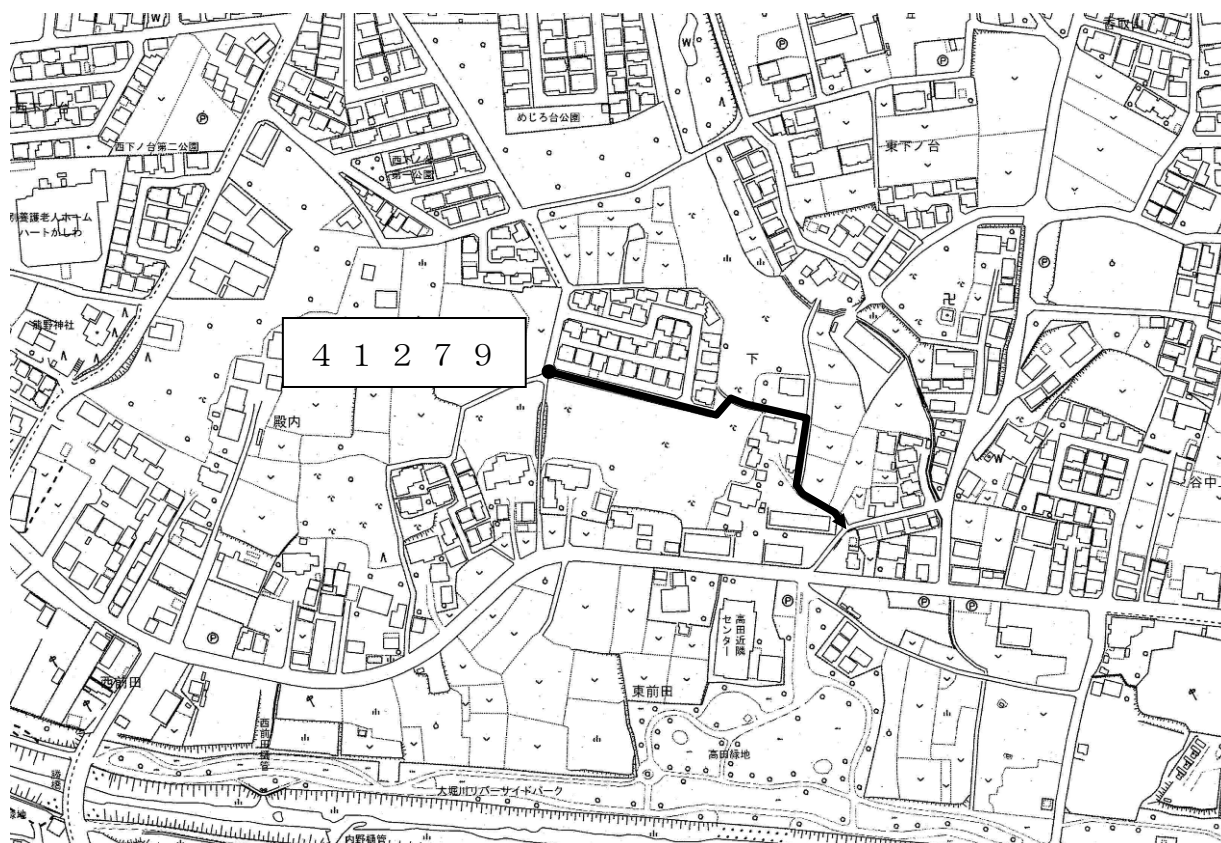
整理番号 1（小青田四丁目） 開発行為による帰属



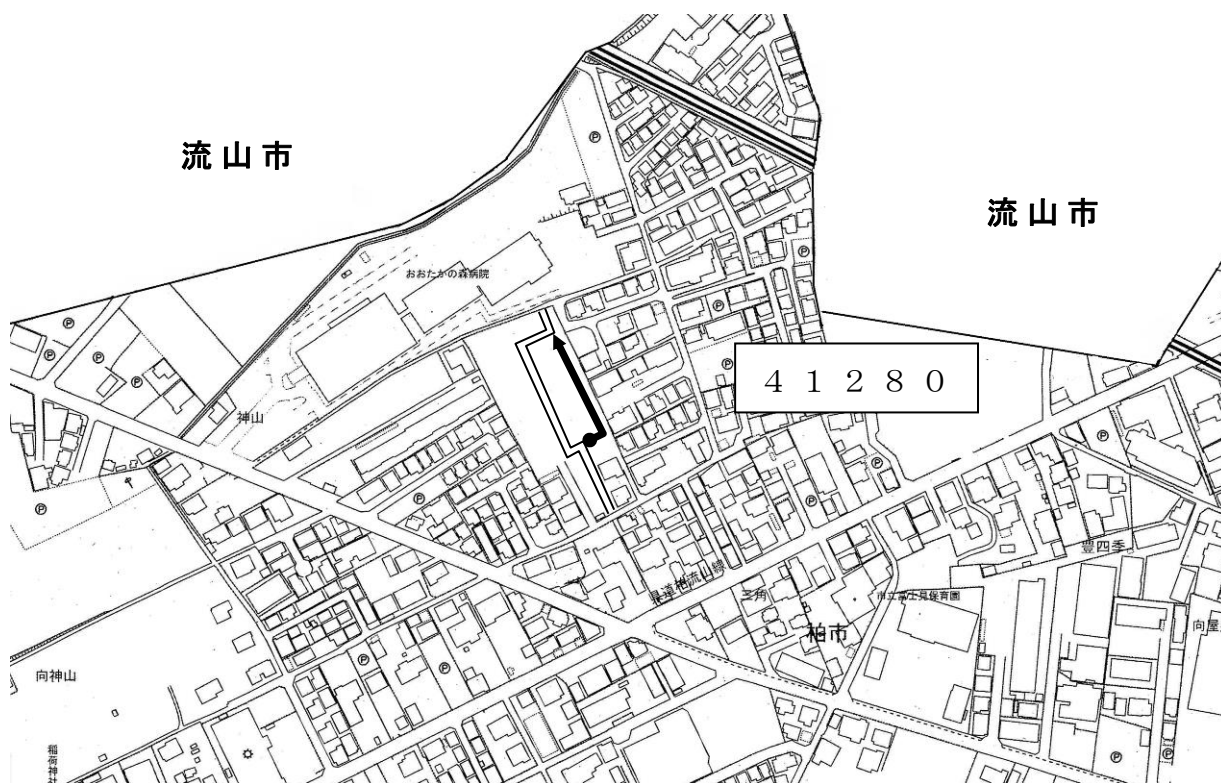
整理番号 2（高田） 開発行為による帰属



整理番号 3 (高田) 路線の整理



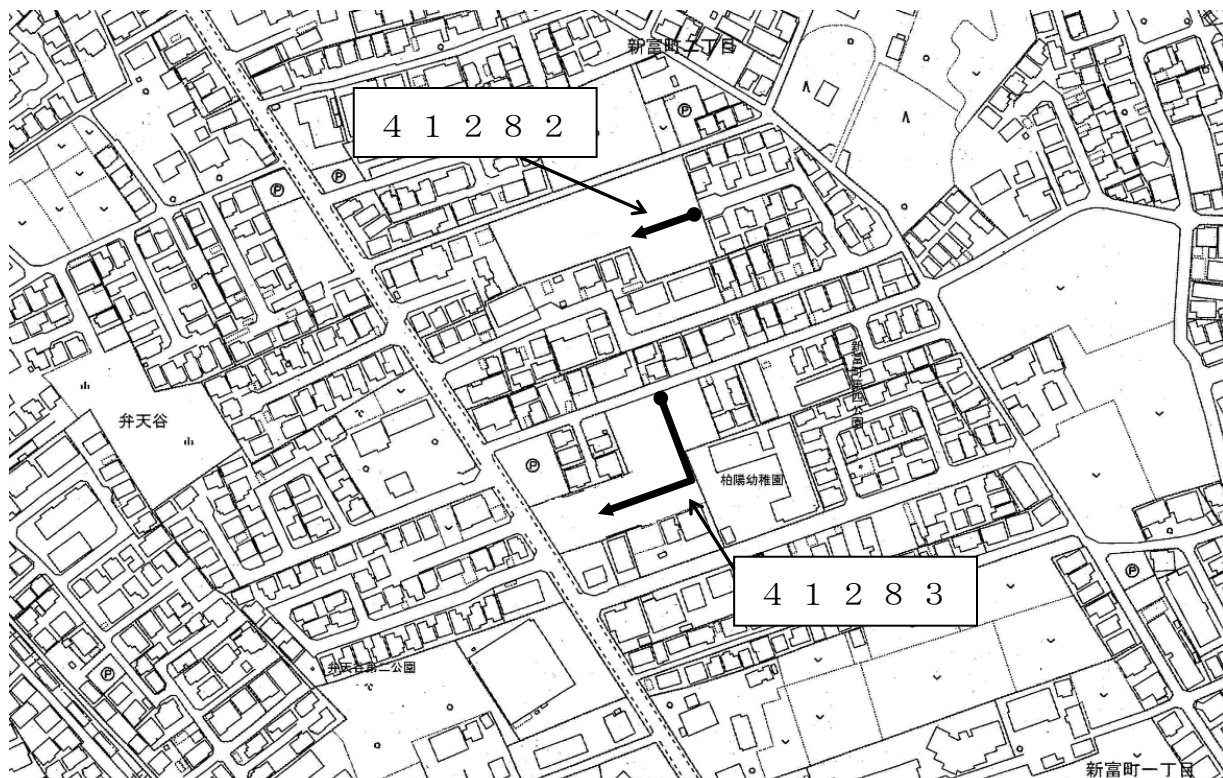
整理番号 4 (豊四季) 開発行為による帰属



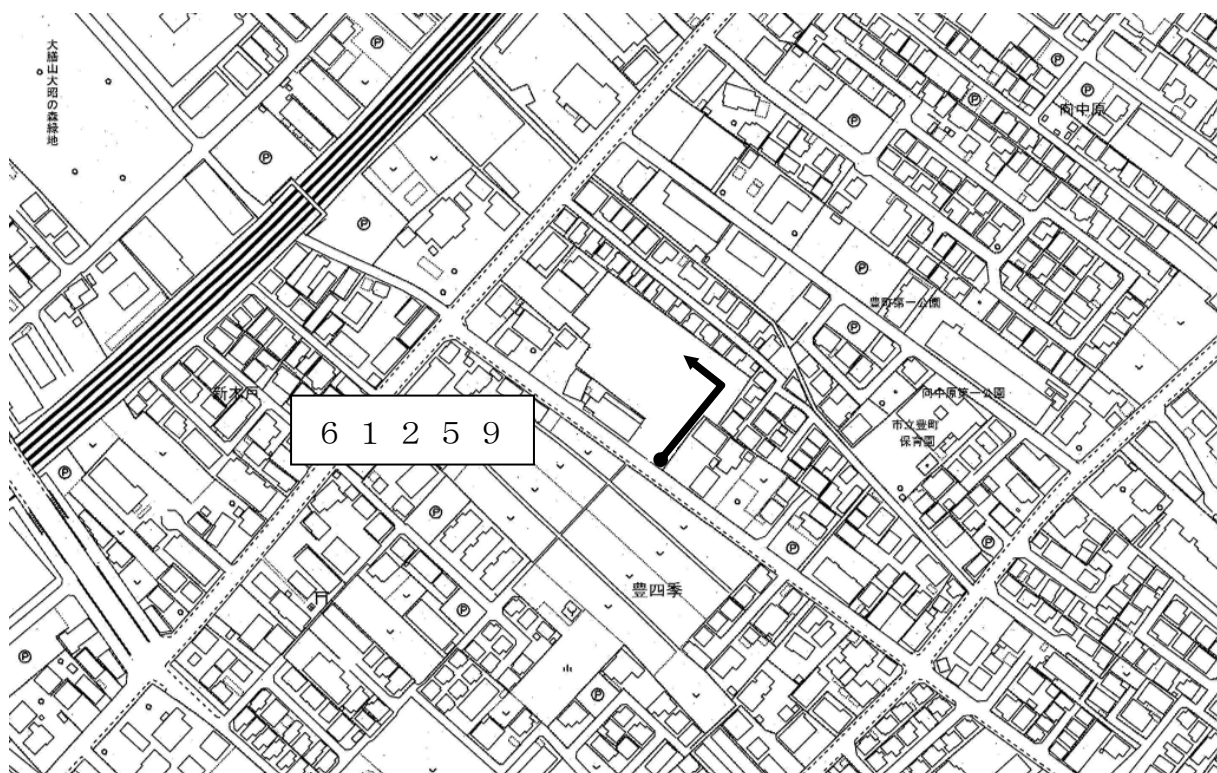
整理番号 5（篠籠田） 開発行為による帰属



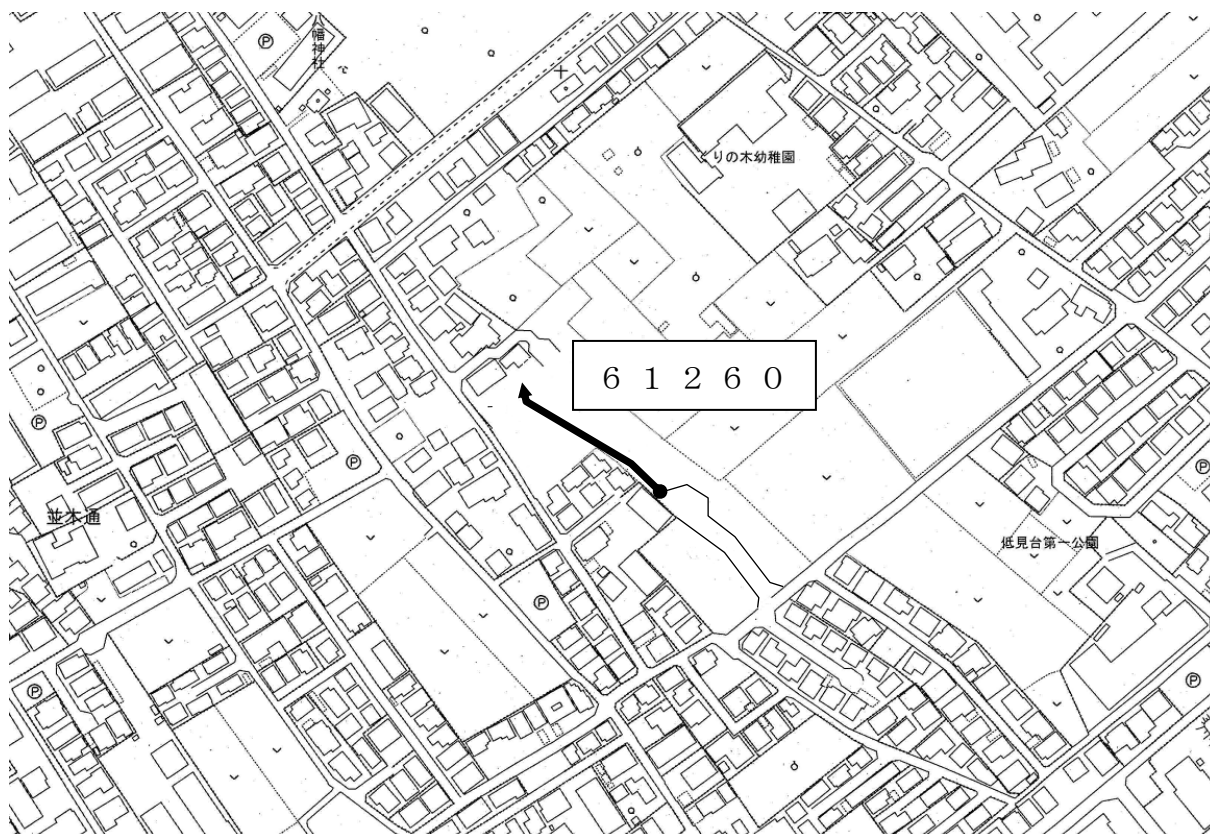
整理番号 6，7（新富町二丁目） 開発行為による帰属



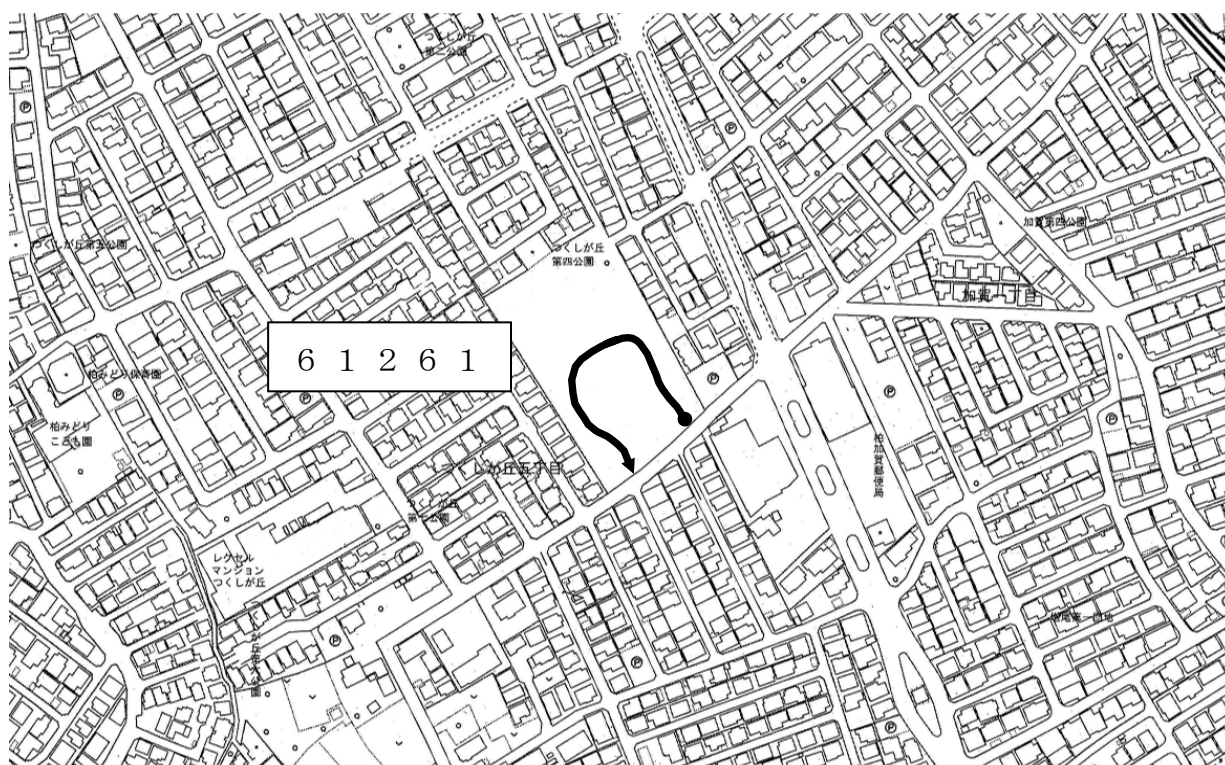
整理番号 8 (豊四季) 開発行為による帰属



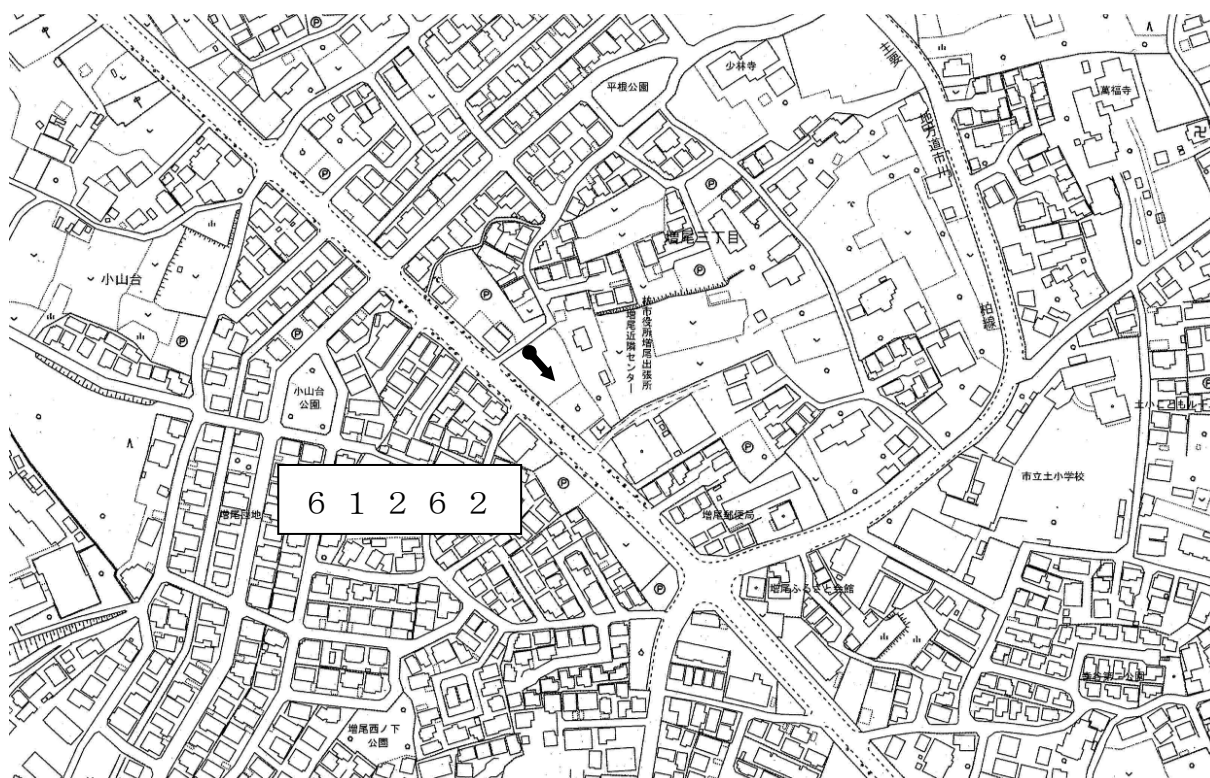
整理番号 9 (豊四季) 開発行為による帰属



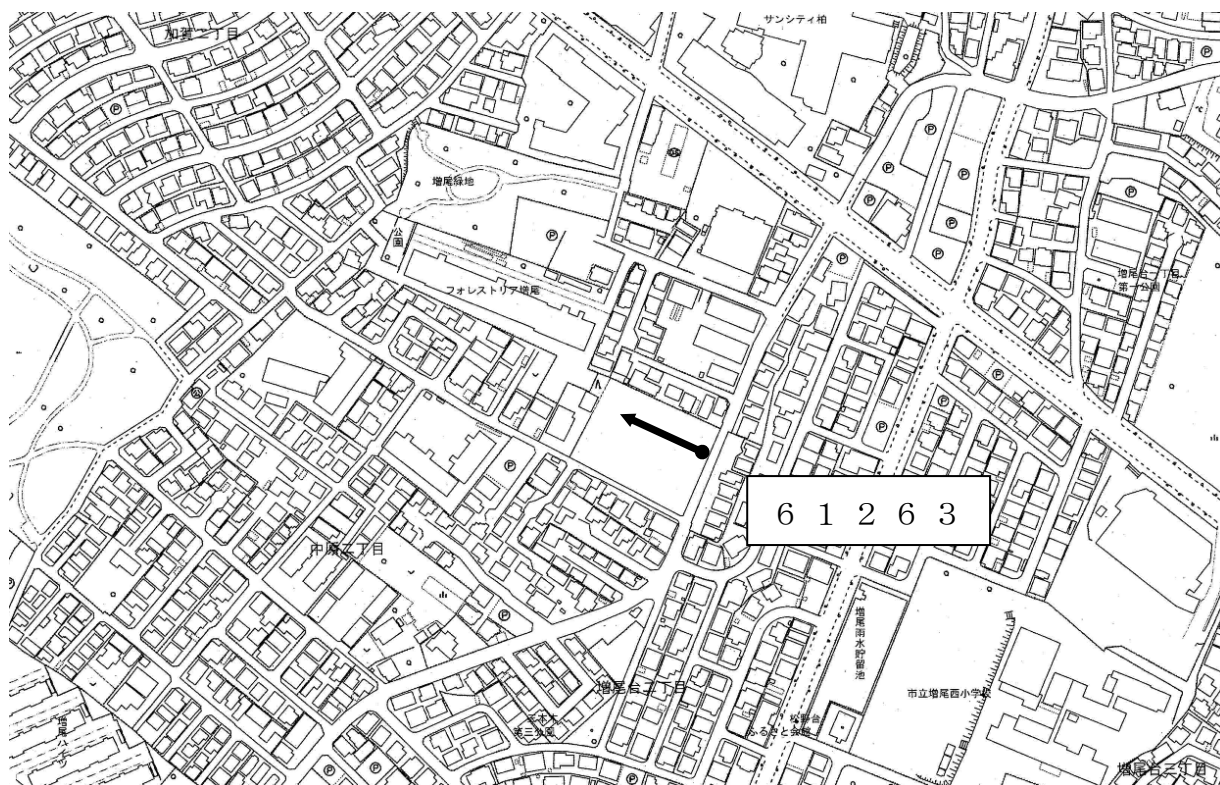
整理番号 1 0 （つくしが丘五丁目） 開発行為による帰属



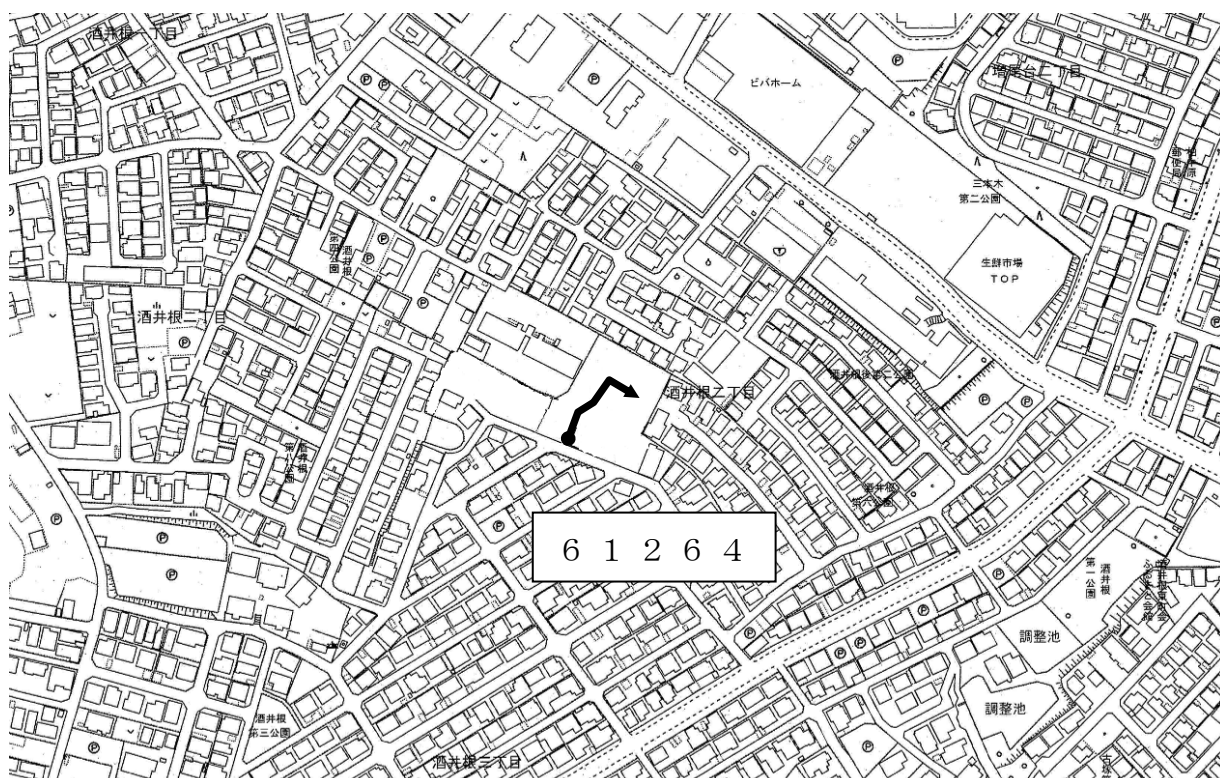
整理番号 1 1 （増尾三丁目） 開発行為による帰属



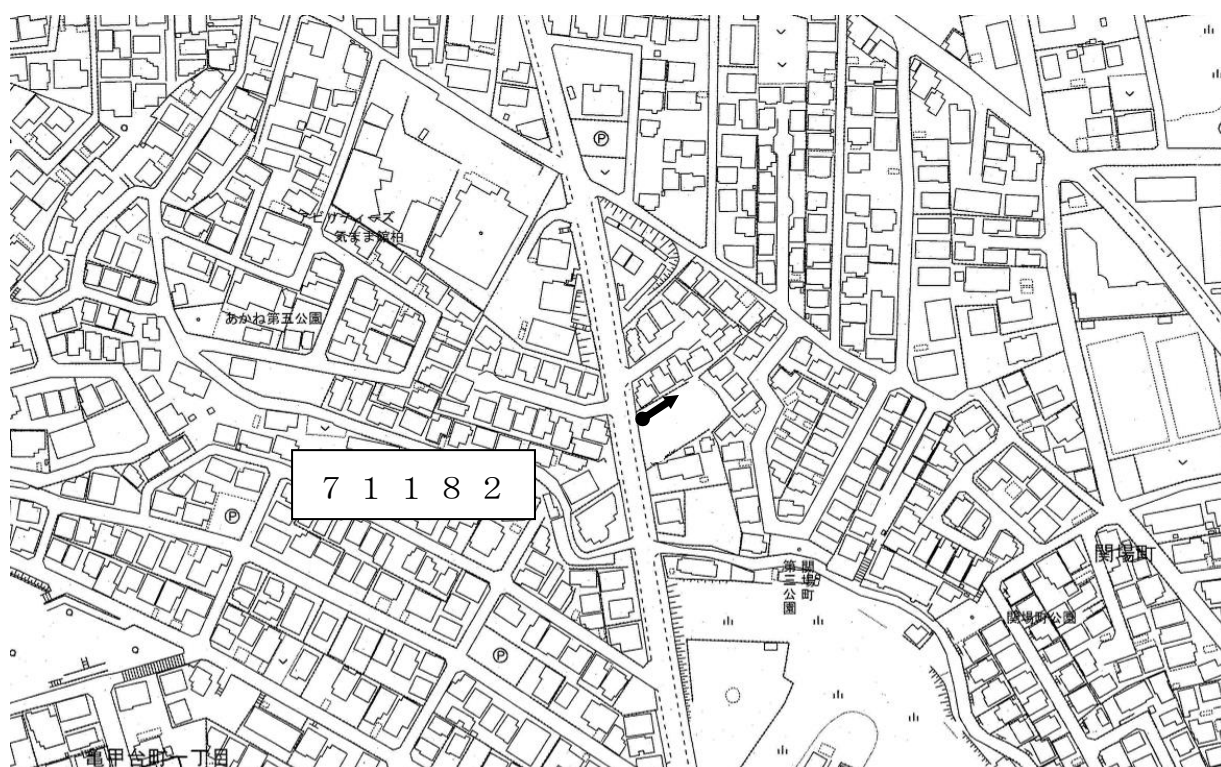
整理番号 1 2 （中原二丁目） 開発行為による帰属



整理番号 1 3 （酒井根二丁目） 開発行為による帰属



整理番号 1 4 （関場町） 開発行為による帰属



整理番号 1 5 （塚崎） 開発行為による帰属



整理番号 1 6 （藤心一丁目） 開発行為による帰属



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

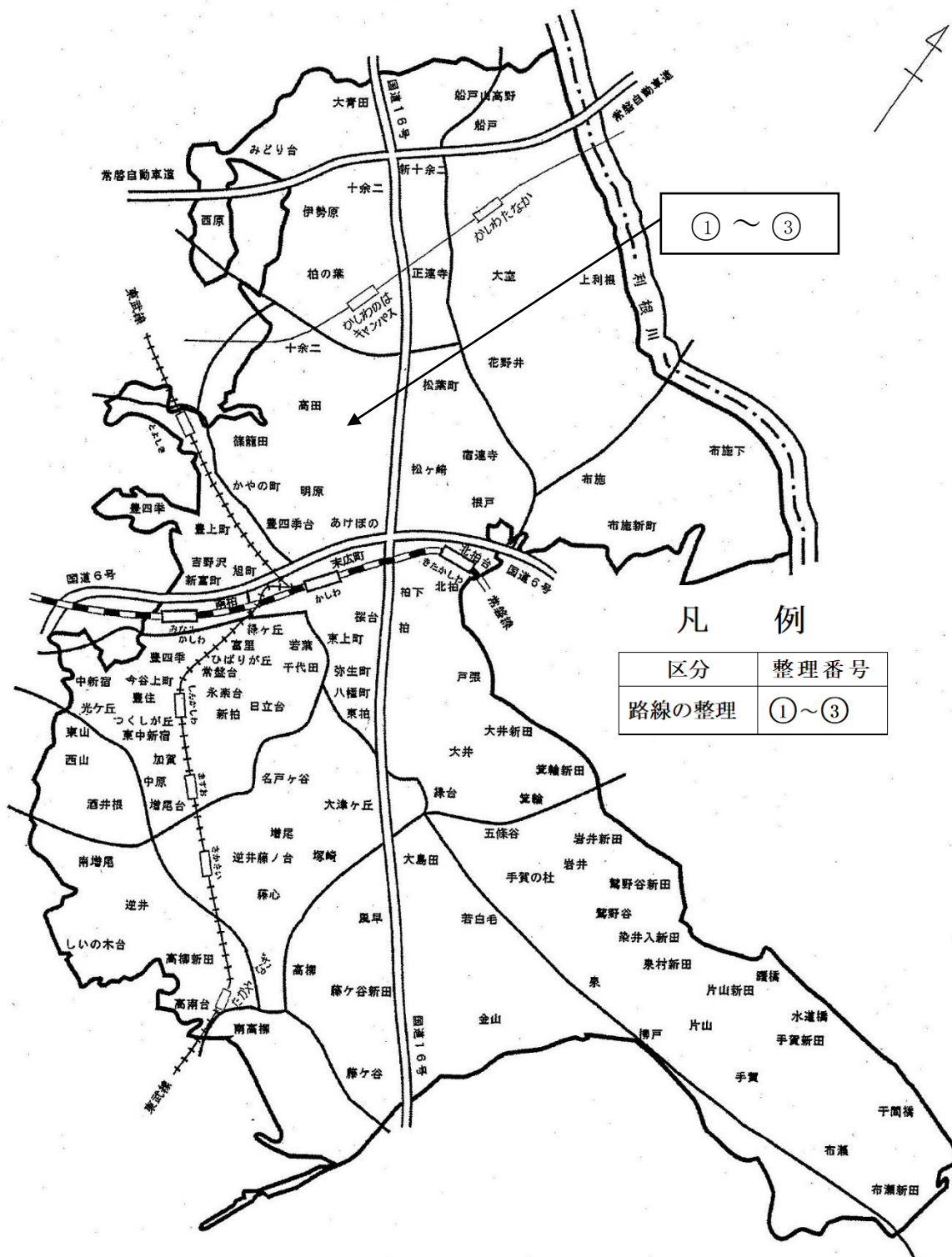
提案理由

路線の整理に伴い，市道路線を廃止したいので提案する。

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	40219 号線	高田字下 751－39	
		高田字下 736－4	
2	40224 号線	高田字下 742－1	
		高田字下 750－1	
3	41105 号線	高田字下 751－41	
		高田字下 742－1	

議案第34號資料

市道路線廃止関係（数字は、議案に記してある整理番号）



整理番号 1 から 3 まで（高田） 路線の整理

